

農民的土地所持と村落共同体

渡 邊 尚 志

はじめに

近世の農村においては、その住民の多くが農業を主要な生業としており、また農業は耕作すべき土地があつてはじめて成り立つものであるから、近世村落共同体の性格を考えるためには、村民と土地との関係の在り方の説明が不可欠であることは言を俟たない。そして、近世の生産力段階においては、「家」が完全に独立した生産の単位たりえず、村落共同体を不可欠の前提としていた以上、村民と土地との関係は単に個々の「家」と土地との、すなわち人と物との関係のみではありえず、他の「家」や村と他村との関係、すなわち地域社会の問題とも密接に関わっている。したは「家」や村と領主との関係や、「家」や村と他村との関係、すなわち地域社会の問題とも密接に関わっている。したがって、人と土地との関係の解明は、近世の生産関係、階級関係、社会関係を明らかにすることにつながっている。ところが、従来の議論では、共同体論を所有論と関係論とに二分して論じる場合がままみられた⁽¹⁾。しかし前述した通り、土地所有について論じることは即ち村落共同体における人間関係、社会関係を論じることなのであり、所有論

は共同体内の諸関係を明らかにするための重要かつ有効なアプローチの手段なのである。したがって、所有論と関係論とを区分して両者の優劣を論ずるような議論は生産的ではなく、所有論と関係論の中の最重要の一分野として位置付けるような、両者の有機的な相互関係の認識こそが必要であろう。

私は、以上のような認識に立ち、これまでも数篇の論文を発表してきた⁽²⁾。そこでの主張を一言でいえば、近世村落においては「村の土地は村のもの」という考えが強くはたらいっていたことであり、⁽³⁾それを私は「間接的共同所持」と表現した。すなわち、耕地、屋敷地部分においては、村民の個別的所持と村落共同体による間接的共同所持とが表裏一体の関係として存在しており、両者相俟って農民の土地所持を実現していたのであった。

本稿は、こうした点を受けて、質流れなどの形での他村への土地移動の問題を取り上げて「家」、村、他村という三者の関係を考える中で、近世村落共同体の特質について検討しようとするものである。

第一章 南生実村の場合

第一節 農村荒廃からの復興仕法の制定

本章では、下総国千葉郡南生実村を対象に検討を行いたい。同村は、生実藩領に属し、村高は元禄期九七五石余、天保期一〇二七石余であった。まず、文化一三(一八一六)年一月に作成された次の史料をみてみよう。

史料¹⁾

永代取極申印証之事

一 南生実村之儀は先年より連々困窮仕御田地も多分越石ニ相成潰百姓相増次第ニ人少農業手当茂不行届御上納は

勿論御通御用御役所御用諸人馬ニ指支困窮斗相募極難儀ニ付先名主嘉左衛門より茂村方行立之儀精々其元様江御頼申候得共凡不成事故御考而已ニ而是迄御延罷在候所近年ニ至り追々増長いたし村高之内宜敷地面三百七拾石余越石と相成候右ニ准万事共ニ一村必至と難決ニ付又々此度其元様御工夫之上村方相統相成候様何れ共御考弁之筋御頼申候所村向難決之儀は眼前無相違甚歎敷御察被下村方相統助成ニ御基附猶又御親父篠崎弥五左衛門殿御家名永々御相統被思召候而左之趣御考合之上御申聞被下誠以村方一同厚忝奉存候事

一 右ニ付而正金百五拾六兩此度村方一同江御渡被下慥請取申候
右金子を以村方ニ而宜敷田地相求可申候事

一 金四拾四兩は当村分之地面前々より其元様御持伝候田地証文六本添此度村方江御渡被下慥ニ請取申候事

右式ヶ条高合惣様之地面向後持主は其元様と当村と永代惣持ニいたし置以来当村ニ而万端致世話以後双方ニ何様之指支出来候共右田地質入并讓渡借用書等ニ堅致間敷候尤字反別人附等之次第ハ別紙帳面ニ相認御渡可申候事

一 右田畑徳米之内ニ而米式拾俵宛納米通ニ仕立御親父篠崎弥五左衛門殿御家名永々為相統料年々十一月廿日限其元様江堅附送御渡可申候以後何様之凶年有之候共誠ニ厚き恩分之事故一村にて何れ共仕聊不実之取斗ひ致間敷候事

一 右田畑徳米を以年々村方潰棟引越し不依何事村方相統相成候様一同申談之上取斗可申候尤右田地御年貢諸懸り徳米請払之勘定一同立合相改致連印年々其元様江差出可申候勘定向遲滞致間敷候右は村方起立之大願ニ候得は右地面一同大切にいたし手厚世話可致候且小作方ととも一同出情作り立出来方に聊之儀を彼是不申候様可致候事

一 正金百兩也右は村内限り融通金として永々御貸右之金子此度一同江御渡被下慥請取申候尤右利足之儀は金百兩ニ付壹ヶ年金七兩式分と相極右利足之内金五兩宛は年々霜月廿日限御親類中御立合ニ而御娘女お千賀殿江無相違

御渡可申候殘金貳兩貳分宛は拾ヶ年之間年々之分村方江無利足ニ而御預ヶ置融通為致被下拾ヶ年目霜月中右御預ヶ之利金貳拾五兩を聊無不実御渡可申候右金子は村方相統起立之事故一同申合致太切村方融通利足之儀は金貳拾兩ニ付壹ヶ月壹分と相定こやし金を第一といたし其外無抛入用出来指支及難儀候もの共親類組合隣家之者相談之上一同被相願候ハ、其実否をとくと相糺候上当人之身分に応し右願人共引請といたし堅印証取置用立遣し可申候且村内利足金余計ニ相成候分ハ年々積金といたし置村内為致融通拾ヶ年目ニは一同取揃候上村内一同打寄とくと相談之上村為に相成候様取斗ひ可申候依之融通元金利金積金等之仕訳諸勘定帳面江致連印年々其元様江指出可申候事

右之通村方行立之儀厚御勤弁被下候上ハ何分ニ茂村中出情万端御用向無滞様相励可申候尤其元様子々孫々ニいたり至極之御難渋ニ逼り如是御相談之上取堅候重儀を印書等被指戻金子を請取可致手切被申候歟又は外々江金子之代質入讓渡等被相談候共此議定を相立可申候其上ニ茂強而被申聞候共承引之儀は堅致間敷候其節之事品により惣御親類中江茂村方より打込及御相談何れニ成とも御家名御相統第一ニ取斗可申候後年ニ至村方ニ而も村長之者共茂心得悪敷御子孫之内ニ而茂御心得不宜同氣相求小前方を取掠双方此取極を相破候程茂難斗儀ニ付其節取防之ため此節之名主組頭之子孫永々改之役人といたし置外々如何様馴合邪儀有之共右之者共ニ而取防仕来を相立廉直ニ可致世話候然上は右之子孫之内万一家名相立兼候時節も在之は一村として厚世話いたし可遣候右は其元様ニも年來從 御上様茂莫太之被奉蒙 御厚恩候得は御役儀之冥加にもとの御心得殊ニは当村之儀は農業渡世之外別ニ助成之筋も無之土地柄故往々共難儀之程御察被下候上永代助成御基附此度村方相統之儀後々末々迄思召誠ニ厚き御世話被成被下候之段一同は勿論後年ニ至候者共迄不殘忝奉存右御実意深き事一同は不及申後年ニ至候者共もひと

しく得と相并ひ御家名永々御相統厚致御世話御子孫江対し聊不実等閑之振廻堅致間敷候且は御村方江も互ニ親睦可致候依之一同連印之証文指出申所相違無御座候猶又前書之通相認其元様始一同致連印当村方江迄通改役惣人数江迄通相渡申所是又相違無御座候尤改役之印証は以来名主小兵衛方にて預り置此已後定日を極年々宿八順番ニ致世話右人数打寄夏中書面江致風入相改置可申候為後証仍如件

文化十三丙子年十一月

南生実村

吉兵衛印

(以下百姓65名、百姓代6名

組頭10名連名略)

名主

小兵衛印

篠崎弥兵衛殿

右之通取極候ニ相違無御座候其御村方起立之儀無怠慢御出情専一ニ御座候且又拙者方江御取引之儀茂一同御疎意被下間敷候

篠崎弥兵衛印

右前書取極之条々お役所茂承之置候永々無相違急度可相守若取崩儀於有之は居村之ものとも不埒ニ付其節可及沙汰候依之令與書もの也

文化十三丙子年十一月

内海 此右衛門印

大橋 又兵衛印

史料1からわかることは、以下の諸点である。当時南生実村は農村荒廃状況下にあり、他村からの越石が増加し、また潰百姓の増加によって人口が減少し農業経営が困難となり、その結果年貢上納や御用人馬の差し出しに差し支える有り様になっていた。そして近年に至って困窮はさらに進み、村高の内「宜敷地面」三七〇石余（元禄期村高の三七・九%、天保期の三六・〇%に相当する）が越石になってしまった。そこで、村方から、生実藩領の割元名主を勤める隣村北生実村の篠崎弥兵衛に村方相続の仕法について相談し、その結果次のような仕法が取り決められた。篠崎家が金三〇〇両を南生実村に提供し、その内①一五六両で「村方一同」として村内において「宜敷田地」（越石になっている田地を中心であろう）を購入する。②四四両については、篠崎弥兵衛が南生実村に所持していた田地の内四四両相当分の土地を村方に渡す。③一〇〇両は村の復興のため村内限りの融通金として村民に貸与する。利率は年一五%とし、借目的は肥料代を第一とする。利息の内余った分は年々積み立て、十年目に村内一同相談の上、村のためになるよう用途を決める。村方から弥兵衛に払う利息は年七両二分（年利七・五%）とし、その内五両は毎年弥兵衛の娘千賀へ渡す。残り二両二分は、十年間毎年の分を無利息で村方が預かり、それを他へ貸付け、十年後に二五両を弥兵衛に返済する。

そして、①、②によって入手した地面は弥兵衛と南生実村とで「永代惣持」とし、土地の管理は南生実村で行い、賃入れ・譲渡などは決してしない。この土地は小作に出し、徳米の内二〇俵は弥兵衛の父篠崎弥五左衛門の家名永々相続料として毎年一月二〇日限り弥兵衛に渡す。残りの徳米は潰百姓再興など村方の復興に役立つように村方一同相談の上で使う。この田地に関する勘定は村方一同が立ち会って改め、連印の上毎年弥兵衛へ差し出す。この田地は村方一同で大切にし手厚く世話をして、小作人も精を出して耕作する。後年に至り、篠崎家と村役人が結託してこの

取り決めを破る可能性もあるので、その防止のため今の名主、組頭の子孫を永く「改之役人」とする。

以上が史料1の大略の文意であるが、史料1には名主、組頭一〇人、百姓代六人、百姓六六人が連印しており、この史料が村民の総意で作成されたことがわかる。また生実藩役人三人の奥書があり、藩もこれを公認していた。

そして、史料1をうけて、翌文化一四年二月に村方の「一統相談得心之上」一二〇か条に及ぶ長文の村法が作られた。この村法は、村役人の職務分担から村民の生産と生活にまでわたる広範かつ詳細なものであるが、そのうち先のみた村方復興仕法に関わる条文を以下に抄出する。

史料2⁽⁵⁾

(冊・表紙)

文化十四丁丑年二月

永代取極議定書

南生実村

永代村法議定之事

(第一条)

一 当南生実村之義は五拾年以来村内至而致困窮家数人数減少ニ付田畑仕作人馬諸役之勤方等ニ村方甚難渋いたし近村江讓渡置候田畑高凡三百七拾余石其上又々近年潰棟多ク相成残高五百余石依之高前之百姓は田畑入附ニ年々致難義尤近年隣村下作人有之故田方ハ下作人茂大方は有之候得共畑方之儀は入附ニ一統致難義奉公人抱作候ニも金銀不通用故給金ニ差支田畑讓渡候ニ茂居村他村共ニ相手無之月々之日雇江いたし田畑致仕作候ニ茂日雇人無之高持小前之百姓共金銀通用一切無之ニ付物之揚ケ下ケニ而多分之損失いたし万端跡引ニ相成此度渡世家業難行届キ

小前之百姓は年々ニ潰高前之百姓は次第ニ致困窮右之振合ニ而は大小之百姓一統友潰之時節ニ相成村役人共何共取斗方茂一切無之甚歎ケ敷村柄ニ付去子年割元篠崎弥兵衛殿先名主嘉左衛門勤役中願之趣意猶又御亡父篠崎弥五左衛門殿御家苗御相統之義被思召附南生実村為メ御球ヒ格別之御実意以御勘弁ヲ一村立行之御工夫以御厚情当村所持ニ而御持伝之田畑相添御考合之上御惠金都合三百兩頂戴仕誠ニ一統難有仕合ニ奉存候然上は右田畑金子之義は格別御恩深キ御惠広太之金子ニ御座候得は以采村役人共取斗方ニ而一村興廢之善悪ニ抱ル綱領ニ付一統相談得心之上定置処村法左之通

(中略)

御惠借金貸附之事

(第二〇条)

一 自今以後潰棟取立候事右潰棟取立度候者は先親類近所組合一統江申談一同相談得心之上其段組頭江願出詔合相糺名主江伺之上差図を請名主江願出候ハ、諸役人一同相談得心之上当人之実意相違於無之は家作扶食農具為代と金壹兩五兩高ニ入用程御役金貸シ遣シ潰棟為取立可申事返濟之義は無利足ニ而拾ケ年賦ニ可相納候事

(第二一条)

一 自今以後其年々不慮之災難又は病難歎其外正直成共老人子供之厄介多ク諸人之目ニ立難涉ニ而渡世難立行所其金子有之時は家内被取続其家之急度為ニ相成事相違無之趣親類近所組合一同相談得心之上願出候ハ、右潰棟取立之以振合ヲ御役金貸遣シ相助可申事尤是は小高麓田畑持無高之百姓ニ而手当金一切無之者候事然共御惠金拝借致シ却而其家之難儀ニ相成其家其人之為ニ不相成事ニおゐてハ其者何ケ様之難涉有之候共御役金一切貸シ遣シ申間敷候事

但し金壹両^五三兩高ニ貸遣シ無利足ニ而五ヶ年賦ニ可相納候事

(第二條)

一 自今以後五石目以上之百姓不依大小ニ至而難渡之趣親類近所組合一同相談得心之上願出候ハ、右村定法之通米式斗徳ニ而当人持高程五石目は五兩百石は百兩之田畑買取取置村分ニ致高入置上納諸役出錢を引其年々之地徳払米ニ致シ諸役人立会ニ而致勘定元金分年々ニ相濟候ハ、右田畑不殘返シ遣シ其家相続可為致事尤右田畑不殘返り候迄ハ其家嚴敷為致逼塞村内は勿論他之親類ニ至迄諸仁儀之取遣一切為相止メ村役等迄赦シ遣シ家業而已家内之者ニ為相勵尤逼塞中は休百姓ニ相成奉公致シ候共何レ家業之事は当人之可為勝手事猶又諸役人は難渡之時は右振合ニ為致休役何レ共其家取立遣シ村内一統家々相続いたし候様ニ助合專一ニ候事

(第三條)

一 自今以後他村江讓渡置候田畑請返ス事右他村江讓渡置候田畑年明ニ付請返度者願出候ハ、金五兩高ニ無利足ニ御役金貸遣シ為請返為致所持置入口米之義は不殘蔵前江引取置払米ニ致シ年々暮々ニ米代金諸役人立会ニ而勘定いたし遣シ元金相濟次第入口米相返し其者之田畑ニ致遣シ可申候尤流地之田畑ニ而茂本苗之地面地主^五致無心得心ニ候ハ、右振合ニ而為請返可申事若金高五兩^五以上之代金ニ候ハ、余金之義は金壹兩ニ付壹ヶ月銀七分五厘之利足ニ而本金貸遣シ為請返可申候事

(中略)

(第三〇條)

一 右村定法通金壹兩ニ付米式斗徳之割合ニ而六拾壹ヶ年賦ニ無扱者之田畑御惠金ニ而村分ニ讓置候得共其年々拾三ヶ年目之暮ニは半金出来候ハ、田畑返シ遣シ可申事猶又廿五ヶ年目ニは本金無金ニ而無相違返シ遣シ可申事

(中略)

(第二〇条)

一 自今以後毎年二月朔日ヲ定例と相定村一統無不参会合致シ右村法議定之条々一々為読聞文化十四丁丑年二月相定候村法議定之通一同無相違急度可相守趣村一統〆請書印形取之可申事尤名主組頭諸役人ニおゐても可令與書印形事

右之条々此度一村為取建之格別之御実意以思召御定被成度之趣村方江御相談御座候ニ付村方大小一統申合相談仕右数ケ条之趣一々悦^腹腹仕大小百姓小前末々ニ至迄一同難有承知仕候依之早速御請申上候処右条々永代村法議定仕所少茂相違無御座候然上は自今以後私共義は不及申上ニ銘々家内老若男女子供ニ至迄無相違儀定村法急度為相守御上様御法度之義は不及申上ニ渡世家業第一ニ相励親子兄弟夫婦親類近所組合村方一統睦敷相交り不法不埒我儘邪慾無理悲道成事一切仕間敷候若右躰之者有之候ハ、以実意ヲ朝夕共異見差加江大小百姓村方一同上下睦敷和合致シ老若男女心能渡世家業ヲ楽ミ過合仕候様朝夕共一同可申合候若違背者御座候ハ、其時何ケ様之重キ御咎メ被 仰付候共一言之御恨申上間敷候為其議定村法請書証文連印仍而如件

吉 兵 衛[㊦]

(以下65名連印略)

百性代

藤 左 衛 門[㊦]

同

武 右 衛 門[㊦]

新 左 衛 門[㊦]

文化十四丁丑年二月

名主
小兵衛殿

惣組頭衆中

右前書之通り此度組頭平左衛門發言之条々一同承知致シ相談得心之上一決ニて議定所相違無之候道理相違之義茂有之ハ了簡之不及所也然上は右議定之条々無相違相守一条茂變法致シ私之致取斗候者有之は雖為名主組頭之諸役人村方大小百姓は不及申ニ小前菅人ニ被申立候共一言之申訳有之間敷候仍而奥書令連印処如件

名主

小兵衛

組頭

文右衛門

彦右衛門

五郎左衛門

平左衛門

太郎右衛門

庄五郎

彦左衛門

平六

太左衛門

与市

喜右衛門^⑧

添役

治右衛門^⑨善右衛門^⑩

まず、第一条では、五〇年来の南生実村の窮状が述べられ、大小の百姓ともに困窮しており、村役人にも打つ手がなく、やむなく篠崎弥兵衛から三〇〇両の援助を受け、それをうけてこの村法を定めるとしている。第二〇条では、潰株を再興したい者には「家作扶食農具」の代金として一〜五両を無利息一〇か年賦で御惠役金（弥兵衛の拠出金）の内から貸与することとされ、第二一条では「小高籠田畑持無高之百姓」で困窮の者にも一〜三両を無利息五か年賦で貸与するとされている。第二二条では、五石以上の土地を所持している困窮者には、村定法の通り「米式斗徳」^⑥の条件で、所持石高五石の者からは五両分、一〇〇石の者からは一〇〇両分の田畑を村が買取って村持地とし、そこからの収穫米の内年貢諸役等を差し引いた残りを売却し、その代金が何年かして合計で元金分に達したならば、田畑を残らず元の持主に返す、元の持主に対しては、その手に田畑が戻るまでは他家との付き合いも厳しく制限し、村役も免除して家業に精励させる、また村役人が困窮した時には休役させ、とにかく潰れ家を防ぐ為に村内一統が助け合うこととされている。この条文によれば、村民が村に土地を売った場合、その土地からの年々の徳米代金が合わせて元金分に達した時点で、元金を返済することなしに、村から元の持主に土地が返されることになっており、村民の土地喪失を防ぐための村の配慮がみてとれる。第二三条では、他村の者に田畑を質入れし年期が明けて請返したい者には、願ひ出れば御惠役金の内から五両を無利息で貸与して請返させ、以後その土地からの小作米は残らず「蔵前」へ引取って換金し、何年かしてその額の合計が元金に達したならば、その者に元のとおり土地の所持権を戻す、また既に流地

になった田畑でも、元の所持者が現所持者と交渉し双方納得の上ならば、質地の場合と同様の方法で請返させる。もし返済すべき金額が五両以上の場合には、五両以上の分については金一両につき月に銀七分五厘の利息（一両¹¹六〇匁として年利一五％）をつけて村から金を貸与することとされている。ここでも前条と同様村民の没落防止のために、村民にとって有利な条件が示されている。第三〇条では、村定法通り、やむを得ず金が必要な者には村が金を貸し、金一両につき「米式斗徳」の割合で六一年賦に田畑を村方に質に取るけれども、その年から一三年目の暮に元金の半額を返済すれば田畑を返す、また二五年目には元金を返済しなくても田畑を返すとされている。これは、質地からの小作料が一三年間で元金の半額に相当し、二五年で元金の全額に相当すると想定されているのであろう。第三〇条と第二二条とは共通する点もあるが異なる点もあり、両者の関係は若干曖昧であるが、どちらも村が村民救済のために金を出し、その代わり村民の土地を一定期間村が管理するという根本の趣旨においては一致しているといえよう。そして、第二二〇条では、以後毎年二月一日に村一統が参会して、村役人がこの村法を読み聞かせ、村一統からこの村法を遵守する旨の請印を取り、村役人が奥書印形すべきことが定められている。

史料1、2で定められた内容が現実に行なわれた例証としては、次の事例があげられる。文化一三年二月に南生実村の庄七が当年の年貢上納に差し詰まり、所持の下田五畝一〇歩を六一年賦で村（証文の宛所は名主、惣組頭衆中）に質入れして三両、一匁三分二厘を受け取り、土地は庄七が直小作することが取り決められている。⁽⁸⁾

史料2では、以後毎年この村法を遵守する旨の請書を作成することを定めているが、現在残っている史料から少なくとも文政三（一八二〇）⁽⁹⁾、天保二（一八三一）⁽¹⁰⁾、天保四の各年に請書が作られたことがわかる。このうち、文政三年のものを次に掲げる。

史料 3

永代取極村法議定請書之事

右之通去文化十四丑年相定永代村法取極議定書只今被御申渡候趣一々承知奉畏候然上は銘々家内老若男女子供并ニ召抱奉公人ニ至迄無相違村法議定急度為相守可申候若相背候者御座候ハ、其時何様之重キ御咎メ被 仰付候共一言之御恨申間敷候

一 自今以後村方大小之百姓ニ不限衣類諸道具ニ至迄居村他村ニ不限質物人等一切仕間敷候尤家内老若男女小供并召抱奉公人ニ至迄朝夕共此段嚴敷可申付候若万々一毫ツニ而も右衣類諸道具之内居村他村ニ不依質物ニ入置事後日ニおゐても村御役向は不及申上金「談」(抹消)會所諸役人衆中江相聞候ハ、盜質物同様御咎メ被 仰付候共一言之御恨申上間敷候若格別大金ニ付金談會所ニ而も貸金相断無拗脇々江質入致候義有之は其段金談會所江相届ケ質入致可申事少々たりとも無沙汰ニ質入致間敷候事

一 当年御在邑御座候ハ、諸事相慎猶又村内寄麗ニ掃除仕別而朔日十五日廿八日三日ニは家々屋敷并地面江掛り候通り筋無懈怠掃除可仕候尤地面掛り通り筋入會之場ハ申合掃除場相定無相違掃除可仕候事
右之通被仰渡候趣一同承知奉畏候依之請書連印一札仍而如件

文政三辰年

二月朔日

南生実村

新

六〇

(以下百姓68名、百姓代2名連印略)

御名主

役人衆中

史料3では、(一)以後は、衣類諸道具に至るまで、居村他村を限らず質入れしてはならないこと(即ち、金が必要なら金銀会所から借りよということであろう)、(二)金銀会所で用立てられない位の大金をやむなく他へ質入れして借りたい時は、その旨金銀会所へ届け出た上で質入れすべきこと、が定められている。そして、衣類諸道具に至るまで、という表現から、村民の所持する土地については言うまでもなく質入れを禁じていると考えてよからう。すなわち、史料3は、村民が窮迫していく大きな要因として土地家財の質入れがあるという認識にたつて、土地家財の質入れを禁じ、代わって金銀会所が金を融通し、やむなく他へ質入れする場合には金銀会所の許可を必要とする、ということを決めたものといえよう。

以上の検討から、本稿での課題に関連して重要だと思われるのは次の諸点である。第一に、南生実村では、村の土地は村の者が所持すべきであるという考え方が強くみられることである。このことは、村方復興の仕法を定めるに際して、他村への越石の問題が重要視されたことよつてわかるし、また史料2の第三条には、今度篠崎弥兵衛の拠出金を得て、さらに村役人の職務規程も村法で定めたので、以後「凡拾ヶ年之内ニは不依大小ニ難渋之百性も行立他村江讓渡候田畑茂大方ハ請返シ村繁昌ニ相成家々も致相続目出度時節茂必可有之」とあり、ここにも越石田畑を請返してはじめて村も復興し家の存続も保証されるとする考え方をみることが出来る。第二に、村の土地を村の者が所持するといふあるべき姿を実現するために、一方では越石田地を請戻し、他方でこれ以上村の土地を他村に流出させないことが図られている。その具体的な方策としては次の二つが示されている。(一)村が主体となつて越石田地を請戻して村持地(より正確には篠崎弥兵衛との「永代惣持」地)とし、また困窮した村民の土地を村が買取つて村持地とする。(二)村民に土地の質入れを禁じ、金が必要な村民には村が融通する。また他村への質入れ田畑を請返した

い村民にも村から資金を融資する。(一)は村が土地所持の主体となるやり方であり、(二)は村民の土地確保を村が資金的に援助するやり方である。しかし、(二)においても、資金提供の引当てとして、村が村民の土地を質に取ることが多かったと思われるので、村が土地に関与するという点では(一)と共通している。第三に、以上のことが惣百姓の合意に基づいて取り決められていることである。これは、史料1が名主、組頭一〇人、百姓代六人、百姓六人の連印で作成され、史料2が百姓代四人、百姓六六人から名主、惣組頭衆中に宛てて作成され、それに名主、組頭一〇名、添役二名が奥書しており、史料3が百姓代二名、百姓六九名から名主、役人衆中に宛てて出されていることからわかる。そして、史料2の第四条に組頭の職務に関して、村内の事は名主、組頭のみで決めるのではなく、「村方大小之百姓一統相談得心之上可相定之村方一統於不承知成事ニは可為停止事」とされていることなどから、これら一連の取り決めには一般農民の意向が強く反映していると思われる。

第二節 復興仕法以後の南生実村の動向

本節では、文化一三〇一四年の仕法取り決め以後の村内の動向について検討したい。

文政九年に、文化一三〇一四年当時から名主を勤めている小兵衛が近隣九か村の名主達から退役を迫られるという事件が起こったが、このとき南生実村の惣百姓(組頭一〇名、百姓代三名、判頭二名、百姓五四名)は、小兵衛は名主役を勤めて一四年になるが村方に対して不正な取り計らいは一切していない、当村はごく困窮の村方だったが小兵衛勤役以来村柄も少々よくなり、惣百姓も追々取り立てられているとして、小兵衛を支持している。¹³⁾

ところが、その九年後の天保六年には、組頭三名、百姓代二名、百姓惣代四名、百姓四七名、計五六名の村内の過半を占める者たちが名主小兵衛を相手取り領主に出訴するという村方騒動が起こる。そして、この騒動の中心的な争

点として復興仕法の運用の問題が取り上げられたのである。小前百姓側の訴状は全三八か条に及んでいるが、そのうち仕法の運用をめぐる簡条を以下に掲げる。

史料 4 ⁽¹⁴⁾

(冊・表紙)

南生実一件写

乍恐書付を以奉歎願候

御領分南生実村小前左之者とも一同奉申上候当村名主小兵衛義役威を謀り小前を掠追年私欲押領我儘不法相募り小前百姓難立行必至と難渋至極ニ付無拠不顧恐左ニ簡条を以奉歎願候

(第一条)

一 当村之義高九百七拾五石余御座候処追年及困窮先年と見競候得は悉家数人数別相滅^(註)諸役人ニ而も差支相続成兼候様罷成依而当拾九ヶ年前右難渋之始末申上願之通格別之以 御憐愍御金三百両御拝借被 仰付莫太之御仁恵と小前一同難有仕合奉存候然ル処小兵衛義右御金我物同様取斗諸勘定向仕分と一切小前へ不申聞何様取斗候哉甚難心得奉存候

(第二条)

一 右御金ニ而村分ニ買入候田地徳米之内世話料と名付五表ツ、年々小兵衛方へ取込右ハ村役人之内にて老入ツ、年番賄之者有之此ものへ金壹両貳分ツ、世話料ニ付置申候然ルニ二重ニ世話料取候段難心得奉存候事

(第三条)

一 御拝借金村方へ貸附拾三ヶ年之内式拾両壹歩之利分ニ而月々利足取立候得共右仕分并村田地徳米之儀茂何程有

之候哉一向相分不申候事

(第四條)

一 御拝借金貸附候分文政十一子年暮元利共敵敷被取立才覺差詰り無致方小兵衛任申ニ面々持地之内宜敷場所差向置候処右を永代売被致請戻し不相成先祖方持伝候地面ニ離れ難波仕候事

(中略)

(第六條)

一 村田地議定之儀は拾三ヶ年半金貳拾五ヶ年相立候得は無金ニ而可相返議定之処右議定違変いたし小前困窮之者難儀為致候事

(第七條)

一 御拝借金ニ而潰家可取立処其儀無之却而居屋敷迄も引上ヶ弥潰切ニいたし是迄更ニ壹軒も取立不申潰人相殖小前一同□□難波ニ御座候事

(第八條)

一 村金三拾兩組頭六人へ無利足ニ而貸置候事

(第九條)

一 文化十四丑年村方議定は執之鹿田ニ而も徳米有之分は村分ニ可致取極之処宜敷場所斗当時百石余村分ニ被致一統弥以困窮難波ニ陥り仕候事

(中略)

(第二條)

一 源藏持畑入附米式表ツ、之場所御拝借を以買取小兵衛押領仕候事

(中略)

(第一八條)

一 村方小前之者共方追々ニ北生実村篠崎三左衛門へ質流地ニ相渡候田畑五拾石余百三拾五兩ニ而小兵衛へ請返し先前入附通小作相納候処極月下旬ニ相成卷反ニ付宅儀或は式斗位ツ、取増被致難波仕候此上も如何程取増可被致も難斗右躰ニ被致候而は小前之者共可立行様無之必至と難波仕候間右代金ニ而小兵衛方村方へ請返候様いたし度奉存候事

(中略)

前書奉申上候通り少茂相違無御座候小兵衛儀勤役ニ相成諸勘定向決而小前之者へ不申聞追々不法增長村方相掠眼前去巳年大凶作之節式拾兩壹分之利足定ニ而貸附候金子を拾五兩壹分之勘定ニ而嚴敷取立何様相歎候而も年延は勿論利足式割之外少茂勘弁無之無慈悲ニ被取立村内ニ而式拾人余親規奉公人ニ相成難儀仕候都而右様之取斗被致候ニ付迎茂小兵衛支配請候てハ百姓相統出来不申第一前文出格之以 御憐愍御拝借被仰付候御金ニ而前条之通不正之取斗仕道年小前及漬必至と進退差迫り不奉願恐茂無是非今般奉歎願候何卒以 御慈悲前頭之始末御賢察被成下置乍恐諸帳面類不意ニ御引上御糺被成下候得は歴然不正押領之所業明白ニ相分り候之間何分ニ茂大勢之小前御救被成下村方住居百姓相統出来候様此上 御仁恵之御沙汰一同奉願上候以上

御領分

下総国千葉郡南生実村

天保六未年正月

御役所様

吾

百姓 伝右衛門印

(以下百姓46名連名略)

右惣代

百姓 清十郎印

同 吉兵衛印

同 善兵衛印

同 重郎兵衛印

百姓代 市右衛門印

同 新兵衛印

組頭 彦左衛門印

同 彦兵衛印

同 平六印

史料4から小前百姓側の主張を箇条ごとにまとめると次のようになる。(一) 小兵衛が、篠崎弥兵衛から借りた三〇〇両(拝借金)を私物化して勘定の内容を一切小前に知らせないのは納得できない。(二) 拝借金で村が購入した田地の徳米のうち、小兵衛が世話料の名目で毎年五俵を取得している。しかし、村方が購入した土地については、村役人のうちから一人ずつ年番で賄の者を決めて金二兩二分の世話料を払っており、小兵衛は二重取りをしているのである。(三) 小兵衛は拝借金を村方に貸付け、一三年の間年利一五%の割で利息を取り立ててきたが、その内訳や、村持田地からの徳米がどれだけあるのかが一向にわからない。(四) 拝借金を借りた者は、文政一一年暮れに元利とも厳しく取り立てられ、返せない者は小兵衛の言うに任せて、所持地のうち「直敷場所」を差し出しておいたところ、小兵衛がこれを他へ永代売りしてしまったため、請戻しができなくなり、先祖伝来の土地を失って難渋している。(五) 村方へ質入れした土地は、質入れから一三年経ったら元金の半額の返済で、また二五年経ったら元金を全く返済しなくても土地は質入れした者に返すという取り決めだったが、小兵衛がこれを破って小前を難儀させている。(六) 拝借金を使って潰家を再興すべきところ、これまで一軒も取り立てず、かえって潰百姓が増えている。(七) 村金三〇両を組頭六人に無利息で貸与している(これは、本来小前の救済に使われるべき金が、村役人層の利益のために運用されていることへの批判であろう)。(八) 文化一四年の村法ではわずかの鹿田であっても徳米があれば村方に質に取るという取り決めだったが、これに反して小兵衛が「直敷場所」ばかり当時一〇〇石余を村分にしてしまひ、一統いよいよ困窮している。(九) 源蔵所持の畑を、小兵衛が拝借金を使って買い取り、押領してしまった。(一〇) 村方小前の者から北生実村篠崎三左衛門へ質流れ地として渡した田畑五〇石余を小兵衛が二三五両で請返し、小作人は前々通り小作料を納めていたところ、一二月下旬(天保五年か)になって一反につき一俵あるいは二斗位ずつ小作料を増徴され難渋している。今後もどれほど増徴されるかわからないので二三五両で小兵衛から村方へ請返し

たい。

以上が小前百姓側の主張の概要であるが、これに対して小兵衛は、篠崎弥兵衛の抛出金の運用により村柄が殊の外立ち直り、抛出金を貸付けた利息として村金にも二〇〇両余の余裕ができ、他村からの入作分はおよそ請戻せた、と反論している。¹⁵⁾

この争論は扱人が入って内済となったようであるが、内済の具体的な内容は不明である。また、小兵衛は一時宿預けとなり、小前側の数人も領主から処罰を受けている。¹⁶⁾

その後、嘉永年間に至って、再び名主と小前百姓との間で村方騒動が起こっている。当時の名主は小兵衛の子嘉左衛門であったが、彼と組頭平左衛門が小前百姓から領主に訴えられているのである。この争論に関しては、訴状、返答書、濟口証文などが残っていないので、詳細は不明であるが、小前側の主張の中心は、村持地と篠崎弥兵衛分田地からの徳米代金を嘉左衛門が横領しているという点にあった。この一件は嘉永六（一八五三）年二月に近隣五か村の名主達が扱人に入って内済となったが、おおむね嘉左衛門の非が認められたらしく、嘉左衛門は弘化三（一八四六）年から嘉永四年までの六年間の不正勘定分として八〇両を村に差し出し、これは家並割で村民に割り渡された。さらに、扱人から四〇両を抛出し、これを小前一同に割り渡した。そして、以後は村方の諸勘定については、名主、組頭、百姓代、重立百姓が立ち会って行うことになった。そして、嘉永五年以降の徳米代金については、高割五分、家並割五分の割合で村民に割り渡すこととした。しかし、実際の勘定の過程で、立会いの百姓代と重立百姓から、これまでのような配分方法では小前が治まらないので全額家並割で配分すべきであるという異論が出たため、嘉永六年六月一九日に組頭全員から家並割にしたい旨領主に願い出ている。また、嘉左衛門と平左衛門は同年二月に病氣を理由に領主に退役願を出し、三月一日に二人とも役儀御免となっている。¹⁸⁾

以上の本節での検討から次の諸点が明らかになった。(一)文化一三〇一四年には惣百姓が一致して村方復興の仕法を定めたが、その後仕法の運用をめぐって、名主と小前百姓との間に二度の村方騒動が起こった。(二)この騒動の背景には、仕法の実際の運用が名主によって行われていたという事情があった。小前百姓側の主張は、仕法の運用に関して名主に不正、非公開があるというものであり、実際嘉永年間の争論では名主の不正があったようである。(三)嘉永年間の争論では、名主横領分の金を家並割で村民に割り渡すなど、小前百姓側が有利な結果を獲得した。

第二章 おおかねざわ大金沢村と押沼村の場合

本章では、大金沢村と押沼村の二つの村落を取り上げて、村による越石田地の請戻しについて考えてみたい。対象とする両村とも、第一章でみた南生実村と同じく下総国千葉郡にある生実藩領の村である。

第一節 大金沢村の場合

大金沢村では、文政一三年三月に百姓代基助が小前惣代として、野田村への質入れ田地の請戻しを求めて領主に訴え出た。そのときの訴状を次に掲げる。

史料⁵⁾

(冊・表紙)

願書写

下総国千葉郡上郷之内

農民的土地所持と村落共同体(渡邊)

大金沢村

文政十三寅閏三月廿七日江戸ニ而差上

乍恐以書付奉願上候

下総国千葉郡上郷之内大金沢村百姓惣代百姓代甚助奉申上候当村高式百拾石余之内畑并屋敷共都合五拾石程有之田方百五拾石余之内他村江八拾石余質地ニ相成村内百姓共持地手作仕候分は纒ニ而田地至而払底ニ有之殊ニ田畑は当村居村方半道程も隔山谷ヲ打越剩田地不足故自然と百姓管方差支他村田畑引受候儀不相叶元来辺鄙之場所ニ付作間之商ひ等一切無御坐無余儀奉公稼等ニ罷出父母妻子之扶助仕於村役人共ニも歎ケ敷存先年隣村野田村江質地ニ相渡候地所請返シ農業出精為致度拾式三ヶ年已前方右村役人共江示談仕候処孰れとも村方行立候様可致遣候得共田地請返シニ相成候而は小前不承知之族茂可有之追々手段可仕候間時節見合候様野田村役人共方申聞候ニ付其儘庶而示談茂不仕等閑ニ相成候内田地請返しは不仕却而近年ニ相成候而も質地差入候次第ニ至リ難波之折柄当三五六ヶ年已前と覚

御領主様御林不残御伐木被為成山稼仕候者共作間之渡世を失ひ田地は他村江多分質地ニ相成質取主共手作仕当村百姓農業相勵候儀不行届往々百姓相統難相成村役人始メ百姓一同遂評儀村林伐採右代金を以野田村へ質地ニ相渡候田地請返シ可申旨衆評相決其段質取主野田村太左衛門外拾五人之者共へ及掛合孰れ茂得心ニ付則村林伐採売払候上野田村役人共江懸合候処品能申紛追々引延シ置去々子年ニ至リ請返不承知之趣申之驚入左候而は百姓相統仕候義不相叶御林は勿論郷林迄茂伐木致シ落葉下草等ヲ取艱難を凌候者茂當時は山林立木更ニ無御坐候間右様之稼も不相成必至と困窮ニ迫り田地請返不相成候而は及飢餓ニ候外無御座無抛去暮中より取詰再応野田村江懸合候得共年限相立候ニ付請返難相成段申聞畢竟当村方及懸合候義は最早拾式三ヶ年茂已前方之儀ニ而質取主共は一切故障無御坐村役人とも故障仕候儀難心得依而は質取主共江直々面談之上遂掛合可申存と拾六人之もの共へ懸合候処太左衛門直市三次郎

平右衛門吉右衛門藤次郎勘七万次郎右八人は兼而請返之儀得心故此節迎も故障は無之候得共村役人共方ニ而故障致候上は致方無之旨之挨拶ニ有之又左衛門外七人は村役人同意ニ而請返シ不承知之由申之是迄数年之間程能欺賺シ年限を延シ今更右躰之挨拶仕候茂同領之好身を「以」失ひ何共不実之取斗ニ有之乍恐 御領主様も蒙 御国恩百姓永続仕候儀は相互ニ有之然ルヲ一村退転ニ茂および候程之難波を不顧村役人共自己之我意ニ任セ小前ヲ惑シ質地請返之儀故障為致他村之難波を悦候儀不得其意一躰野田村之義は大綱本納并浜辺九拾九里江之往還ニ而駅場ニ有之当村并外村々も野田村江助郷相勤日々旅人通行仕候間同村之者共軒を並專ラ諸商ひ仕縦令田畑無之候とも宮方更ニ差支無御坐当村は農業之外余事之稼無御坐方一請返不相成候而是永続仕候義不相叶果は退転仕候様成行一村之浮沈難等閑去丑二月中願書を以生実表 御陣屋江奉願上御取調中御取込被為在是迄長引此節御当地江御差出ニ相成候間相手方を被 召出御吟味ニ相成候義と存小前一同難有出府仕候処名主五郎左衛門江御利解被 仰聞最早農業時節ニも相成候間一先帰村致シ御沙汰可奉待旨被 仰聞候由五郎左衛門方申聞 御領主様ニは右様百姓御勞り被為在候段御仁徳之程冥加至極難有乍併此儘帰村仕候而是愚昧之百姓何様心得違仕乱立可申茂難斗方一田地請返ニ不相成様罷成候而是逆茂父母妻子ノ扶助不相成道路ニ謁死仕候仕儀ニ付銘々覚語仕農業等も夫々手当致シ出府仕此上は御領主様御仁徳ニ奉總候外無御座不奉顧恐を茂御愁訴奉申上候前願之通り一村退転ニ茂および候難波之次第御賢察被成下置格別之以 御慈悲当村之儀野田村江引競候而是抜群相違いたし極々難波之村方ニ而剩田方不足ニ付立行不申候段被為聞召訊野田村役人共被召出実意を以質地所為請返候様被 仰付被下置候ハ、一村之窮民相助り莫太之御仁恵と一同挙而難有仕合ニ奉存候幾重ニ茂右願之通り御聞濟奉願上候以上

御領分

下総国千葉郡上郷之内

文政十三寅年三月

大金沢村

小前惣代

百姓代

甚 助

御領主様

御役所

史料5で述べられている内容は、およそ次のようなことである。大金沢村は村高二一〇石余、うち田方一五〇石余畑と屋敷で五〇石程であるが、田方のうち八〇石余が他村へ質地に取られているため、村民が耕作すべき土地がない。そこで、大金沢村の村役人は、一二、三年以前から、隣村野田村の村役人に質地請戻しを掛け合ってきた。しかし、野田村側から、質地請戻しということになると小前の中に不承知の者もあるだろうし、追々手だてを考えるので時節を見合わせるようにいわれてそのままとなり、かえって近年も野田村への質入れがなされる有り様であった。そこで、村役人はじめ百姓一同評議を遂げ、村林を伐採し、その木を売った代金で野田村から質地を請返すこととし、野田村の質取主一六人に掛け合ったところ、全員が納得した。それで、村林を伐採した上で野田村の村役人に交渉したところ、返答を引き延ばした上、文政一一年に至って請返しは不承知の旨返事してきた。大金沢村では驚いて野田村の質取主に個別に掛け合ったところ、八人は、請返しには問題はないが村役人が反対している以上致しかたないとのことであり、あとの八人は村役人同様請返しは不承知だとのことであった。しかし、このままでは百姓相続もでき難いほどの窮状であり、領主から野田村へ質地請返しを命じてほしい。

以上が史料5の大意であるが、実は史料5が作られた一年前の文政一二年二月にも、大金沢村から領主に同様の訴

願がなされている。⁽²⁰⁾このときは、甚助が惣百姓惣代となり、名主、年寄、組頭二名が願書に奥印している。これにして同年三月野田村から返答書が出されたが、結局この訴訟は領主の取り上げるところとはならず、翌年の大金沢村の再願となったのである。ここで訴えられている野田村とは、大金沢村の近村でおなじ生実藩領であり、内房と外房を結ぶ土気^{とけ}往還上に位置する継場で、伝馬役を負担し、村民のなかには駄賃稼ぎに携わる者が多かった。

次に、野田村側の反論を検討したいが、史料5に対する野田村の返答書が残されていないので、文政二二年三月の返答書のうち主要な部分を引用しよう。

史料6⁽²¹⁾

乍恐以返答書奉申上候

(第一条)

一 上郷之内大金沢村惣百姓惣代甚助奉願上候は右村田地先年方野田村江越石ニ相渡候所取分近来多分ニ相渡り出作田地払底ニ付自然と困窮相募難儀仕候ニ付郷山伐木致し右田地請返之儀去暮中ら懸合候処年限相立候ニ付難相返段申之難渋至極之旨願上候

此段野田村惣代名主十右衛門御答奉申上候組頭惣百姓共方此度之一件村方浮沈ニ拘り候間私儀是非惣代ニ罷出吳候様一同頼ニ付難黙止恐を茂不顧御答奉申上候野田村之儀は高八拾八石余家数六拾五軒有之農業之外駄賃渡世仕候得共右助成有之故他村と違ひ壹ヶ年御用御伝馬役千四百四拾疋定式ニ相勤其外臨時差出候分有之人足役茂右ニ准多分相懸り不情ニ而は中々難取統村方ニ御座候駄賃渡御用私用或は風雨之節又は荷物絶間有之壹ヶ年漸央々稼ニ御座候是等茂馬老疋老人ニ而間ニ合妻子兄弟は百姓宮候外余情無之越石は大金沢村式拾九石余茂呂村四拾四石余小金沢村拾石余都合上郷高之分八拾石余可有之外ニ遍田村平山村ニ而拾石余下郷式拾四五石程御他

領押沼村三拾五六石惣合百五六拾石余有之地持は徳米を以暮方之足力ニ仕小前は下作之手間代江米を以家内養育仕右潤を以一統取統来申候然^レ三ヶ年已前茂呂村年寄市平^ノ同所越石之分不殘請返し度談有之御他領押沼村^ノ茂度々懸合有之候所及断候今般大金沢村返田被 仰付候得は前書村々不殘請返之儀申来候儀歴然ニ御座候一鉢証文之儀年限相立候得は金主方永々所持御年貢諸役相勤不請返等讓渡茂右同様之儀故流地讓渡は誠百姓之宝と心得居候所当人請人村役人印形仕候証文違変致^シ自分勝手之出入ニ取結名主組頭訴状江奥印仕候は如何之存寄ニ候之哉^ニ村役を茂乍相勤銘々印形致候を反古ニ可仕と申心鉢難心得且惣代甚助茂養父新右衛門組頭役中之奥印を違変仕候儀是又如何相心得候哉都而印形証文ニ取極り付候之処難用立候而は不依何事難涉至極仕候依之五郎左衛門源六庄藏御召出証文違変難成旨以 御慈悲被為 仰付被下置候は難有仕合奉存候

(中略)

(第四條)

一 右之通ニ候得は行々御用御差支眼前之儀并親妻子養育之手段無之由申立候

此段五郎左衛門大高を所持致殊ニ代々名主役茂相勤乍罷在他村江入附置候田地操替候而成共配下之百姓救方幾重ニ茂可有之処大金沢村惣百姓及飢餓^{御用}御用差支ニ相成候を見捨置候之筈無之且又証文江其度々役印致候節差押候義難相成筋ニは無之全之訳柄は近年豊作打統候上大膳野御林御私ニ付大金沢村之もの共は切賃駄賃莫太ニ取上ケ其已来村柄各別宜敷相成依之此度古今稀成新法之巧を企印形証文を消先茂不見出入を仕懸郷山を伐自己之不痛金子を貯当時野田村去々亥年^ノ鎮守普請入用并菩提寺本堂修覆等為手当郷山不殘伐木致し不足之分出錢差支罷在候時節此上出入等之雜費難取統無是非田地可相返は必定最上之図と見掠企候儀ニ可有之右様ニ富ミ候金沢村飢餓^{御用}は勿論御用御差支^{御用}と申儀聊有之間敷奉存候

(中略)

右御答奉申上候通相違之儀不奉申上野田村之儀小高ニ候得共外百五拾石余之越石有之故右潤沢を以大小之百姓相
統罷在候然所万一大金沢村願之通返田被為 仰付候得は前以懸合有之候茂呂村押沼村は勿論此外小金沢村下郷遍田
村平山村惣越石方追々請返し之儀申来候は必定然共此度之一件先例ニ罷成候上は否難申早速相返候外無之左候得は
百五拾石俄ニ失ひ八拾八石之村高ニ而六拾五軒之家数相統可相成謂無之大半及退転弥以莫太之御用御伝馬役御差
支は眼前殊ニ諸村ニ而年限相立候田地受返し之萌シ有之類族兼而承及候得は右 御裁許之響ニ任せ悉く奉出訴御領内
何様取纏候哉茂難斗誠以奉恐歎候格別之 御慈恵を以証文之通請返し難相成旨被為 仰付被下置候は御領分静謐之
儀は不及申上野田村永統仕御伝馬役も無滞相勤り親妻子之養育茂相成大小之百姓相助り無此上茂 御慈悲と冥加至
極難有仕合奉存候猶又委細之儀は御尋之節可奉申上候已上

野田村

組頭惣百姓惣代

名主

十右衛門

〔抹消〕

文政十二丑年三月

御役所様

(奥書略)

史料6にみる野田村の反論の趣旨はおよそ次のようなものである。(一)野田村は、大金沢村に二九石余、茂呂村
に四四石余、小金沢村に一〇石余、都合上郷²³⁾で八〇石余、遍田村、平山村に一〇石余、下郷全体で二四、五石程、他
領の押沼村で三五、六石、総計一五〇〜一六〇石の越石耕地を所持している。三年以前に茂呂村年寄市平から越石分

農民的土地所持と村落共同体(渡邊)

五

を残らず請返したいとの申し入れがあり、押沼村からもたびたび掛け合いがあったが断ってきた。このたび大金沢村の請返しが認められれば、他の村々も残らず請返しを要求してくるのは歴然である。質地は年期内に請戻せなければ流地となり、以後は請戻しはできないはずであるのに、本人・請人・村役人が連印した証文の内容に反する勝手な訴訟を起こし、しかも名主・組頭が訴状に奥印するとは、どういふつもりであろうか。村役人が印形を押して保証した証文で決められたことが無効だというのは、難儀至極である。(一) 大金沢村の五郎左衛門は代々名主を勤めており、持高も多い。だから、他村の者に小作させている土地を自村の者に小作させるなど、村民を救う手だてはいくらもあるはずである。また、質地証文にはその都度押印しているのだから、その際に他村への質入れを止めることもできたはずである。

以上が野田村の反論の趣旨であるが、この争論についてあといくつか述べておきたい。(一) この争論の係争地について、大金沢村では「当村田地之内多分は隣村野田村江質地ニ相成」と質地という認識だが、野田村では「野田村ニ而大金沢村田地所持之者共一同申上候」とあるように所持地という認識であった。(二) 野田村からの入作地の小作米はおよそ七〇俵であったが、そのうちおよそ一七俵分の土地は大金沢村の者に小作させ、残り五三俵分の土地は野田村の者が手作していた。(三) 大金沢村への他村からの入作高は、安永二(一七七三)年に六〇石九斗一升(村高の二八・六%)、文政三年には九五石二斗四升九合(村高の四四・七%)であり、増加傾向にあった。このうち、野田村からの入作高は、安永二年一六石五升九合、寛政二(一八〇〇)年一二石三斗七合だったものが、文政三年には三三石六斗三合(入作高の三四・二%)と入作村々のなかで最大の比重を占めるようになり、文政一二年にも二九石二斗八升九合の入作高があった。(四) 天保四年には大金沢村の家数四四軒中、本百姓八軒、水呑百姓三三軒(あと三軒については不明)と、水呑が圧倒的に多かった。(五) この争論は「大金沢村と私村江相懸り候田地請戻

し一件」⁽²⁹⁾と史料にあるように村対村の争いであつた。また野田村側によれば、大金沢村は「田地新古之無差別元地主ニ拘へらす村中申合」⁽³⁰⁾せて訴訟を起こしたとされている。すなわち、この争論は、大金沢村の元の所持者が野田村の現所持者に土地の返還を求めるといふような個人対個人の問題ではなく、元の所持者が誰であるかに関係なく、大金沢村が村中申し合わせの上、村として起こした訴訟なのであつた。

この争論は、文政一三年一月に扱人が入つて内済となつたが、その際の済口証文を次に掲げる。

史料7⁽³¹⁾

差上申済口証文之事

一 御領分上郷之内大金沢村百姓惣代百姓代甚助右野田村江相掛り候田地請返之儀品々申立御役所様江奉願上相手野田村被召出再応御取調奉請候得共熟談行届兼当時御吟味中御座候之所今般御領分名主共外御用ニ而出府仕訴答村方茂出府幸之儀ニ付村々名主共扱ニ立入双方へ異見差加懸合仕熟談内済之趣意左ニ奉申上候

一 右出入扱人立入双方得と及懸合候所一躰大金沢村之儀は連年困窮ニ相成小前百姓共所持之田地追々野田村江質地ニ相渡素々難渋之村方農業之間少々宛山稼等いたし家内扶助仕外ニ何ニ而茂余情無御座大勢之百姓連年田地ニ離子孫相統難相成一村退転ニ茂および候始末ニ付野田村江相渡候地所請返し百姓相統仕度段其外品々訴上相手野田村ニ而答上候は同村之儀は駅場ニ而御用御伝馬役多分に相動殊ニ田地不足之村柄ニ付最初村方相発り候砌右上郷之内大金沢茂呂小金沢三ヶ村地所(抹消) 實地或「越石」小作等ニ引請有之勿論地所は入替り之儀も有之候得共右三ヶ村平均いたし見候得は享保年中ニ今至迄引請高格別之増減無御座享保前之儀は上郷右年々渡り候年貢差合帳相揃不申候ニ付駢と相分り不申いつれ右地所之儀ハ今更相返し候而は村方立行不申難渋至極ニ付遮而相返ししかたく其外難儀筋品々相答双方申争候ニ付今般扱人立入内熟仕候趣意は 御上様江金五拾両拝借奉願上願之通り被仰付候間右

拝借金扱人共々差出し上郷五ヶ村を金貳拾五兩外金貳拾五兩是又扱人共々助ヶ合都合金百兩ニつばめ大金沢村永
 続のためニ備置右利潤を以村方相続手当ニ可致勿論大金沢村を議定書請取之仕方儀は右江書加取極置可申然ル
 上は大金沢村相続方差支茂無之野田村ニ而茂有来之田地減少不致農業差支無御座候誠双方共 御仁徳之御影を以
 無事ニ相治り両村永続之基と罷成難有仕合奉存候依而は拝借金五拾兩之儀は大金沢村柄立直り候ハ、為冥加同村
 方無利息ニ而壹ヶ年ニ金五兩ツ、拾ヶ年ニ茂返納可仕候筈取極尤大金沢村方野田村江質地ニ相渡候質地之内凡高四
 石目程は未夕年季中ニ付証文之通り質代金差出し候上は野田村ニおるても無故障可相返筈對談取極申候
 前書之通り双方無申分出入内済仕偏 御威光と難有仕合ニ奉存候然ル上は右一件ニ付重而双方御願筋毛頭無御
 座候為後日連印済口証文奉差上候所如件

文政十三寅年十一月

上郷之内

大金沢村百姓惣代

百姓代 甚 助

訴訟人 差添組頭 源 六

同 名主 五郎左衛門

野田村百姓代 組頭格 又左衛門

相手 組頭 次郎左衛門

同 組頭 次郎左衛門

御役所様

百姓惣代
名主 同
十右衛門[㊦]
(以下取扱人16名連印略)

史料7からわかる内済の趣旨は、(一)生実藩からの拝借金五〇両、上郷五か村からの出金二五両、扱人からの出金二五両、計一〇〇両を大金沢村永続のための基金とし、この金の運用による利潤を村方相続の手当にする。そうすれば、大金沢村も相続に差し支えなく、野田村も出作田地を減らさずに済む、すなわち越石田地の請戻しは行わない、(二)野田村への質地のうち、およそ四石程ははまだ年季中なので、代金を支払えば請戻せる、というものであった。他の史料によれば、一〇〇両のうち四〇両で越石田地を請戻して村持地とし、そこからの徳米を年におよそ一〇俵と見積もり、村役人が世話をして村方相続のために備え置く、残りの六〇両は一割の利息をつけて貸付け、やはり村方相続のために備え置く、とされている。

以上の本節での検討のうち、重要だと思われるのは次の点である。この争論では入作地が問題となっているのであるが、入作地とは大金沢村の百姓が自己の所持地を野田村の百姓に質入れ(↓質流れ)、売却などすることによって生じるものであり、個人と個人の契約関係の結果であった。ところが、以上みてきた入作地請戻し交渉の過程においては、大金沢村の個々の村民が個別に請戻し交渉を行うのではなく、村が主体となって元の所持者に関係なく野田村の入作地すべてをまとめて請戻そうとしたのであった。そして、請戻しの資金には村林を伐採、売却した代金を当てる予定であった。したがって、もし請戻しが実現したとすれば、その土地は元の所持者にそのまま返されるのではなく、一旦村持地となったと思われる。実際、内済の結果、四〇両で入作地を請戻して村持地にすることが決められて

いる。こうした背景には、他村への土地流出の増大は個々の農民経営の危機であると同時に村全体の危機であり、村の土地を村のもの、村民のものとしておくためには、村として土地請戻しをしなければならぬという惣百姓の意識があったものと思われる。

第二節 押沼村の場合

本節では、前節でみた野田村と上総国市原郡押沼村（旗本筒井氏領）との争論と、それに関連して平山村と遍田村の争論をとりあげたい。

嘉永二年三月、押沼村役人惣代として組頭長左衛門が、野田村の百姓八十郎、年寄清兵衛を相手取り、勘定奉行所に出訴した。その際の訴状が史料8である。

史料8⁽³³⁾

(前欠)

難波出入

組頭
訴訟人 長左衛門

森川紀伊守様御領分
下総国千葉郡野田村

百姓
相手 八十郎

年寄

同 清兵衛

右訴訟人長左衛門奉申上候当村之義高式百貳拾四石余家數貳拾五軒有之御当地より東上総房州筋江之往還潤井土村助合ニ而右人馬勤方之義ハ去申年中迄ハ他村江差出候質地之分ハ高掛り諸夫錢相除足役と号御伝馬之分高老石ニ付銀百五拾文宛請取当村ニ而都而軒別割ニ正人馬差出し相勤來候処違作打続連年村方人少困窮および候上追々諸家様方御通行多ニ相成潤井土村江可相勤正人馬差支他村より雇揚等も不行届右体軒別割ニいたし候而は小高之もの共難儀仕候間外村々之通已後入作之ものとも高割正人馬勤ニ致度夫々村方申談し地頭所江も申立同十一月中議定書いたし出作地所持之もの共江掛合候処右之内中野瀬又両村之者共ハ無異儀承知之上議定書江連印致正人馬差出し諸役無滞相勤候得共相手兩人ニ限り彼是勝手儘之義申募正人馬差出し候儀決而難相成迷惑ニ候ハ、勝手次第可致杯存外不法申張更ニ取敢不申尤潤井土村より相手野田村江格別里數相隔候ハ、正人馬難儀ニ可有之候得共同村之義は当村より僅道法三拾丁余ニ而野田村より潤井土村江は老里半ならてハ無之既同村助郷村之内金剛地板倉両村之義は潤井土村江孰も式里余之場所ニ候得共是以正人馬ニ而相勤況野田村之義は前様聊之丁場殊ニ村々の例を背正人馬差拒候義余り我儘成取斗且は右様人少困窮之当村捨置候而は差当り御伝馬人足差支何様之御沙汰可有之哉一同心痛当惑難義仕候間無是非今般御訴訟奉申上候何卒以 御慈悲相手兩人被 召出前書之始末御吟味之上御伝馬人足正人馬ニ而相勤候様被 仰付被下置度奉願上候以上

嘉永二酉年三月

筒井紀伊守知行所

上総国市原郡押沼村

役人惣代

組頭

御奉行所様

訴訟人 長左衛門◎

史料8からわかる押沼村の主張は次のようなものであった。(一) 押沼村は、村高二四石余、家数二五軒であり、潤井土(戸)村(上総国市原郡、佐貫藩と旗本森氏の相給、村高四八二石余、継場であった)への助郷を勤めていた。(二) 助郷の勤め方は、嘉永元年までは、他村からの入作地については高一石につき鏝一五〇文を入作百姓から受け取り、押沼村の者が軒別割で正人馬を差し出してきた。しかし、連年の不作による人口減少と、通行量の増大により、正人馬勤めに差し支えるようになってきた。また、軒別割では持高の少ない者が難儀をするという事情もあった。(三) そこで、以後は入作百姓にも高割で正人馬を勤めてもらうように村方で相談し、嘉永元年十一月に議定書を作成し、入作百姓に掛け合ったところ、中野・瀬又両村の者は承知したが、八十郎と清兵衛の二人に限って承知しない。(四) このままでは助郷勤めに差し支えてしまうので、なにとぞ両人に助郷役を正人馬で勤めるよう命じてほしい。

押沼村の主張について、史料8に先立って嘉永二年二月に作成された訴状から、次の二点を補足しておきたい。

(一) 押沼村は困窮の村方で、他村への質流れ地が増大している。とりわけ、八十郎に二三石九斗六升三合、清兵衛へ六石六斗七合五勺、野田村の平兵衛ほか三人へ五石三斗七升八合五勺、合わせて三五石九斗四升九合(村高の約一六%)が越石となっている。(二) 助郷人馬の勤め方をめぐる交渉の過程で、平兵衛ほか三人は、いずれも押沼村における所持高が少ないので、元の所持者と対談の上、代金を受け取って土地は元の所持者に返した。

以上の押沼村側の主張に対する八十郎、清兵衛の返答書(実際の返答人は八十郎の親十蔵)を次に掲げる。

史料9

乍恐以返答書奉申上候

下総国千葉郡野田村百姓八十郎年寄清兵衛兩人煩ニ付右八十郎親十蔵奉申上候今般上総国市原郡押沼村役人惣代組頭長左衛門右兩人江相懸難洩出入申立當 御奉行所様江御訴訟奉申上候當三日御差日之 御尊判頂戴被相附拜見承知奉畏乍恐返答書を以左ニ奉申上候

一 訴訟人長左衛門申立候は押沼村之義同国潤井戸村助合村ニ而人馬勤方之儀他村江差出し候質地之分は高掛り者(夫カ)錢相除足役と号御伝馬分高老石ニ付百五拾文受取村方右正人馬差出勤來候処人少困窮いたし候上御通行多ニ相成正人馬差支候ニ付去申十一月中出作所持之もの共江已來高割正人馬勤ニ致度旨懸合候処中野瀬又両村は承知議定書江連印いたし候得共相手兩人ニ限り正人馬難差出迷惑ニ候ハ、勝手次第可致旨存外不法申募取敢不申杯其外品々訴上候此段悉相違之儀ニ御座候当村之儀は上総筋之往還繼場村ニ而御座候処家数は六拾六軒有之候得共高は漸八拾八石余ならてハ無之素カ鹿田薄地之土地村内一同ニ而可耕程之地所も無之候ニ付他村地面下作等仕駅場御伝馬御用其外諸役共相勤漸其日を相宮候極難小高之村方故近村手余地等引受丹情いたし就中押沼村出作地之儀は往古之事故年数之儀相弁不申候得共私共凡六七代已前之田其頃は右田地荒地同様之地所殊ニ猪鹿免(マカ)向之砌故作物実法候而も被喰荒御年貢ニも引足り不申年柄間々有之押沼村ニ而も進退不行届候を先祖之者共後年之ためと引受數年來多分之入用相懸丹情いたし候ニ付近年ニ至り漸作徳も有之当節は別而地味宜敷熟田仕当村小前之者共并ニ押沼村之者共江も小作為至御年貢は勿論人馬賃錢諸役錢共押沼村方割合次第差出聊無滞差出來候処兩三年已前右右地所受戻之儀度々申來候得共六七代已前も多分之入用相懸後年之ためと丹精至し候地所殊ニ外村方ニも右ニ准シ候出石地多分御座候故押沼村役人共任望候而は外村も同様受戻し可相成左候而は小高之村方小前之者共手作可致地所無之様罷成且は先祖より村為と存し丹精至候甲斐も無之差当繼場御用御差支之儀眼前ニ付其段申断其後も再應懸合有之候得共前同様挨拶至候然処去申十二月中願人長左衛門罷越當時人少ニ而諸役差支候ニ付野田村出作地

之分は潤井戸村助合人馬已来正人馬差出可申旨之懸合ニ付驚入当村之儀は外村と違ひ上総筋之往還ニ而繼場ニ候得共小高ニ而御用相勤り兼候故先年より近村手余り又は悪地之地所引受丹精いたし其上他村持之田地下作いたし其日を送漸 御公用諸役相勤候難波之村方正人馬差出し候而ハ当村繼場御用差支候は眼前之儀ニ有之殊ニ先年より出石高之分正人馬ニ而相勤候儀近郷村ニテ累例無之儀は押沼村之者共乍相弁居右様之儀申聞候儀余り無躰之懸合心外とは存候得共穩便專一と相心得何分是迄之通諸役賃錢其村より割合次第差出し可申候間正人馬之儀は用捨いたし呉候様相歎候得共更ニ聞入不申然上は田地所持之者相手取出訴至候旨申張候ニ付当村平兵衛外三人は小々之地面所持いたし居被相手取候而ハ困窮之身分返答も難相成と乍心外願人長左衛門任申少々之金子受取地処差戻し候儀之処八十郎清兵衛相手取当三月中訴訟方御地頭所江願出私共領主役場江御懸合ニ相成訴状面ニハ押沼村之儀追々困窮いたし詰人足相勤候者十八人馬式疋ならてハ無之助合人馬差支無詮方買揚人馬等いたし漸相勤候趣并八十郎儀は有徳ニテ金貸渡世いたし至而高利之金子候得共銘々当座之凌ニ差支無余儀地所引当金子借受自然返済不行届終ニ田畑渡切ニいたし候様相成其上他村江質流ニ相成候分ハ諸役錢無滞相勤候得共相手之者共ニ限り役錢と名付高老石ニ付百文又は百五拾文ならてハ不相渡無余儀是迄村中ニテ余荷候杯品々偽り之儀書飭り候願面ニ付八十郎清兵衛方も始末書領主役場江差出し候処格外相違之儀ゆへ差戻しニ相成候処今般訴状面引違奉出訴候文面之内去十一月地頭江申立儀定書いたし出作之内中野瀬又両村は無異儀承知印形至正人馬差出し候旨申立候得共同村之儀は素々繼場ニ無之矢張潤井戸助合村ニ有之殊更両村地面押沼村ニ而所持致居相互ニ出作地持合候事故何様にも相對可相成候得共私共村方は繼場ニ而御用相高候節は不残出払ニ相成候儀間々有之右様之儀ニ御座候得は押沼村出作分正人馬勤ニ相成候ては村方御繼立御用差支之儀眼前ニ而誠ニ以難渋至極ニ奉存候且押沼村之儀困窮人少之旨訴上候得共同村之儀は近隣稀成福地ニ而小前ニいたるまで近来は別而有徳ニ相暮家数三十軒程中ニは老軒ニ而馬

式足宛所持致候ものも有之凡三拾足余有之夫而已ならず四五ヶ年前より多分之新田畑開墾いたし猶夫已前方近村番場村其外ニ而多分之出石所持至候程之儀故出作地之分正人馬ニ無之候而も聊差支候儀決而無之然ルを右様之難題申懸候は全前書ニ奉申上候地所受戻し之儀申断候得共当時熟田ニ相成相応之作徳有之ニ付弥増欲情難止手遠之潤井戸村江正人馬ニ而為相勤難波相懸ケ自然と右地所小金ニ而為手放可申悪巧ミを以御伝馬御用ニ事寄剩中野瀬又両村を抱込ミ儀定書江為致連印右ニ基正人馬為差出可申と深相巧ミ候ニ相違無御座候其詮は今般之願面ニ去十一月中地頭所江も申立儀定書いたし出作之者へ懸合候処右両村之者は無異儀連印致正人馬ニ而無滯相勤候旨認有之候得共当三月中領主役場江御懸合御座候節之願書ニは右等之儀更ニ無之全取扱（弁カ）之証契と乍恐奉存候然ルニ右巧ニ落入正人馬被 仰付候様相成候而は素カ小高辺鄙之継場 御公用諸役は多候得共旅人通行無数休泊無之村方故村益は薄農業一派ニ而經營致候処右出作地差戻し候様成行候而ハ第一御伝馬御継立諸役共差支且は数代丹精いたし漸熟田致候地所ニ相放れ候而已ならず小前之者共作付可致地所無之様罷成自然潰百姓多く出来可申と旁以難波当惑至極ニ奉存候間何卒以 御慈悲右様之難題不申懸往古仕来之通り被 仰付数代所持致候押沼村出作地無難ニ相統村方御継立御用御差支ニ不相成候様御聞濟之程奉願上候猶委細之儀ハ御尋之節乍恐口上を以可奉申上候已上

森川紀伊守領分

下総国千葉郡野田村

百姓

八十郎

年寄

清兵衛

右兩人煩ニ付代

嘉永二酉四月

右八十郎親
返答人 十 蔵

御奉行所様

史料9からわかる両人の反論の要旨は、およそ次のようなものである。(一) 押沼村への出作地は、昔のことなので年数もわからないが、私どもよりおよそ六、七代以前からのものである。当時は荒地地同様の地所だったのを、先祖が多く費用をかけて丹精したので、ようやく作物もよく実るようになったところ、二、三年以前からたびたび押沼村が地所請け戻しを求めてくるようになった。しかし、これまで長年丹精込めてきた地所であり、ここで手放しては丹精の甲斐がなくなる。また、他の村にも野田村の出作地が多くあるので、ここで押沼村の要求を容れると、他の村も同様に請け戻しを求めてくるであろう。そこで、これまで押沼村の要求を断ってきた。(二) 野田村は土氣往還の継場であり、潤井戸村助郷に正人馬を差し出しては、自村の継立御用に差し支えるという事情があり、中野・瀬又両村とはわけが違う。(三) 押沼村の真意は、助郷役を正人馬で勤めさせることにあるのではなく、こうした難題をふっかけることにより、わずかの金で質流れ地を請け戻そうとするところにある。(四) だから、助郷役はこれまで通り賃銭で勤めさせてほしい。

この争論は嘉永二年に濟口証文が作られて、嘉永二年から六年までの五年間試みに人足一人二四八文、馬一疋三四八文の割で賃銀勤めをやってみて、それで支障がでたならば、嘉永七年から正人馬で勤めることにするということがなった。その後、押沼村側が小前村役人惣代として年番名主重右衛門を立てて、八十郎、清兵衛を相手取って再度幕府に訴訟を起こした。そして、嘉永七年の濟口証文では、八十郎と清兵衛が出作地分の助郷役を正人馬で勤めること

が確認され、その代わり八十郎と清兵衛の出作地のうち、これまで押沼村の者が小作していた分は兩名に返して手作させることになった。⁽³⁸⁾

以上の争論の経過から、村の耕地のうち他村からの入作地が多くなると、他村の人間には共同体規制が十分にはたらかないので、そこにかかる諸役（この場合には助郷役）の徴収が村側の思う通りにいかなくなり、そこで押沼村としては、村側の求める通りに諸役を勤めるか、それとも入作地を村に返すかのどちらかを入作百姓に要求していったことがわかる。

次に、押沼村の事例に関連して、平山村と遍田村の争論についてみてみたい。両村は共に下総国千葉郡に属し、生実藩領で、これまでみてきた南生実、大金沢、野田、押沼各村の近村であり、平山村は村高五五一石余、遍田村は一九〇石余であった。

嘉永年間頃、平山村の帳元金右衛門、組頭一同が、遍田村の百姓三名の越石耕地の返還を求めて、領主に訴願を行っている。その際の訴状を次に掲げる。

史料10⁽³⁸⁾

乍恐以書付奉歎願候

御領分平山村帳元金右衛門并組頭一同奉申上候私共村方之義は困窮之村柄故村持高之内百四拾九石四斗五升七合北生実村宮崎村佐和村野田村遍田村右五ヶ村之内越石持ニ相成候内外村之儀は村内江賄人相立置 御上様御上納皆済之後ニ地主徳米ヲ相渡候遍田村之義は賄人無之罷過候然処納方衆ヲ御殿様御参府前ニ皆済可致様之御達も有之依之是非皆済仕度存候得共当年は違作ニ付小前之者共御年貢不足之者多く有之村内情々仕候処皆済ニも不行届無拠越石高之内式拾四石九斗式升九合遍田村兵右衛門持拾九石四升三合同村専右衛門持拾石五斗七升四合同弥四郎持右

越石之内大高之事故十月廿日ニ御年貢式表宛ニ御上納致呉候様相頼候処承知致呉候故廿六日之升日ニ以定使ヲ御年貢斗り候ハ、小札ヲ可遣不斗候ハ、今日は納方衆夕方迄相頼御年貢取立仕候間今日中ニ斗呉候様申遣候得共斗呉不申候ニ付又々以定使ヲ十一月二日迄ニ是非皆済仕度候ニ付急度斗り呉候様申遣候得共有無之挨拶も無之斗呉不申右日限ニ皆済不相成申依之御上様江合升ヲ御願申上漸皆済仕候御年貢筋之儀は前々々 御上様御上納皆済ニ不相成内は地主徳米内取不相成米は猶以仕間敷旨嚴敷申聞置候処右三人之者共遍田村江入作之分不殘内取仕共村方江入作之分ニ而御上納辻浜野村御蔵迄為致御上納候小前者ども甚難儀仕但勝手而已ニ相募り候得共支配違之事故無詮方夫成致置候故猶亦外々江茂押移り御年貢取立向御差支ニ相成候而は奉恐入候殊ニ小前之者共必死ト難渋至極仕候得とも御上様江御尊勞奉掛候茂恐多御座候ニ付右三人之持地不殘貫受度旨申入候得共も致返地呉不申依之恐多不顧奉歎願候格別之御慈悲ヲ前文之始末被為分聞召右地面貫受ニ相成候様伏而奉願上候左候上は御年貢取立は不及申上ニ小前末々迄相助り莫大之 御慈悲冥加之程難有仕合ニ奉存候猶委細之儀は御尋之節口上ニ而可奉申上候以上史料10からわかる平山村の主張の要点は次の通りである。(一)平山村は困窮の村ゆえ、村高のうち一四九石四斗五升七合(村高の約二七%)が北生実村、宮崎村、佐和村、野田村、遍田村の五か村へ越石になっている。そのうち、遍田村を除く四か村の越石百姓は平山村に賄人を置いており、賄人は領主への年貢上納が済んだ後で地主に徳米を渡している。ところが、遍田村だけは賄人がいない。(二)越石百姓のうち、遍田村兵右衛門が二四石九斗二升九合、同村専右衛門が一九石四升三合、同村弥四郎が一二石五斗七升四合、計五六石五斗四升六合(越石高の約三八%)と、この三人の所持地が越石の内大きな部分を占めていたが、彼らが年貢納入を遅滞するので、年貢上納に差し支えている。また彼らは、越石の内遍田村の者に小作させている土地からの産米は残らず自分達でとり、平山村の者に小作させている土地の産米を年貢米に充てて、浜野村にある生実藩の蔵まで上納させるので、小作している平山村の

小前の者共が過重な年貢米運搬の負担を負って甚だ難渋している。(三)そのため、この三人の所持地を平山村に返してくれるよう申し入れたが承知しない。そこで出訴する次第である。

この訴訟の結果は不明であるが、平山村が越石耕地の返還を要求するのは、越石百姓が年貢納入に関して、遅滞したり、村民に過重な負担をかけたたりするので、年貢皆済に支障を来すからであつたことがわかる。

これを押沼村の場合と合わせ考えると、村が越石耕地の請け戻しを求める理由の一つに、越石百姓には共同体規制が十分及ばないため、年貢諸役の納入に際して村の意に従わない事が多く、その結果年貢上納や諸役勤めに差し支える、という点があつたことは明らかである。

第三章 その他の村々の場合

本章では、村民の所持地の移動(質入れ、質流れ、売買、譲渡など)に対する村の関与について、いくつかの村の事例をあげて検討したい。

第一節 豊田村の場合

本節でとりあげる和泉国大鳥郡^{よな}上神谷^{かみか}豊田村は、「天保郷帳」で村高八二〇石余、^{はかた}伯太藩^{はかた}渡辺氏領の村であつた。まず次の史料を検討したい。

史料11

(39)

(端裏書)

卯とし一札

新田 善右衛門

組 中

差入申一札之事

一 私所持之字伏尾畑式ヶ所、此度伏尾新田嘉兵衛方江質物ニ差入、銀子四百五十拾目借用申度候ニ付、御役印御頼申上候処、畑地之儀者先例他村江質物ニ差入候ハ、若流地ニ相成候得者、表名前之義者其儘ニ而、他村与リハ越シ年貢ニ致し候村方御取締ニ付、此度も右質物証文江越年貢之訳御書頭可被成旨被仰聞御尤奉存、其段先方江及引合候処、夫ニ而ハ銀主方不承知ニ而出銀難相成被申聞、何分右之銀子無之候而者当暮難凌御座候ニ付、組内ヲ以段々御頼申上、自然右畑流地ニ相成候節者、何程銀高相重り候共、組内江引請銀子相立、いヶ様之義有之候共、畑地相流シ申間敷候。全此度之義者組内之者共右御請合申上候ニ付、御調印被下候段忘却仕間敷候。為念請合一札仍而如件。

天保貳年

豊田村新田本人

卯十二月

同村組内

善右衛門⑨

同 断

平 七⑨

同 断

重兵衛⑨

村
御役人衆中

九兵衛⑨

史料11から、以下のことがわかる。(一) 豊田村においては、畑地を他村の者に質入れするときには、もし流地に

なっても、検地帳等に記載された所持者の名義はそのままにして、越年貢⁽⁴⁾にするというのが前々から村の決まりになっている。(二) 今回の場合も質地証文にその旨明記するよう村役人に言われ、善右衛門としてもっともだと思つが、銀主嘉兵衛がそれでは不承知だという。そこで万一流地になるような場合には、五人組の者が借金を立て替えて嘉兵衛に支払い、どのようなことがあっても流地にはしない。(三) このように五人組の者が請け合うことによって、質地証文に村役人の加判を得ることができた。

これに他の史料の検討結果も加えると、次のようなことがいえる。(一) 豊田村では、村の新開畑を他村の者に流地、譲渡、売却などすることができない旨、村法で定められている。(二) そのため、村民が新開畑における自己の所持地を他村の者に質入れする場合には、①五人組の者などが請人となり、流地になるような場合には立て替え払いをして、決して流地にはしない旨の一札を村役人に入れるか、②流地になった場合にも、帳簿上の名義は元の所持者(豊田村百姓)のままにしておき、年貢は実質上の所持者(他村の百姓)から名目上の所持者(豊田村百姓)に渡し、名目上の所持者から豊田村に納入する、ということをし、あらかじめ質地証文に明記するか、このどちらかの方法をとらなければならない。(三) 以上のことから、豊田村では、他村への土地流出を防ぐため、村法において規制している点が目されるが、名目上はともかく実質的には流地が認められているように、規制力が不十分な面もある。

第二節 福俵村の場合

本節では、上総国山辺郡福俵村の場合について検討する。同村は村高一三三〇石余、高岡藩井上氏と旗本河野氏の相給であった。

同村では、天明二(一七八二)〜三年に、小前を中心とする惣百姓と村役人との間で村方騒動が起こった。次に、

天明二年一二月に、惣百姓惣代新右衛門が地頭所へ差し出した訴状の一節を掲げる。

史料¹²₍₄₃₎

一 村方百姓所持之田地他村江質地ニ売渡候儀并ニ無尽等之義御法度之旨先達テ役人中中被申渡候得共、近年至而及困窮ニ難相統ニ付所持之田地殊之外他村江質地流地ニ相渡難義至極仕罷在候。依之以来は足役之義何分高割ニ被仰付被下置候様偏ニ奉願上候。

史料¹²及びその他の箇条で述べられているのは次の諸点である。(一) 福俵村は元來困窮の村方だったが、近年とりわけ難渋しており、年々潰百姓が発生している。(二) 村方百姓が所持田地を他村の者へ質入れ(年季売)⁽⁴⁴⁾などすることを禁ずる旨、先だつて村役人から申し渡されたけれども、近年は困窮に迫られて現実には村民の所持田地が質地や質流れ地の形で他村の者の手に渡ってしまい、一層難儀している。(三) そこで、以来は人足役を高割にして下さるようお願いする。

そして史料¹²に関連して、同村では他村への土地流出防止の具体的対策として、金の必要な村民には村が質地を取つて金を貸している点が注目される。表¹は、福俵区有文書中に残る、村民を差出人とする質地証文について整理したものであるが、これらの質地証文は、(一) 宛所(借用相手)が村方役所、または村役人(割元、名主、組頭、宮免支配人など)であること、(二) これらが区有文書中に伝存していること、から、村民が村から借金した際のものであると思われる。借用時期は一八世紀中頃から幕末に及び、一七例中一四例(全体の八二%)に金子有合次第請戻しの文言が記載され、容易に請戻しができるようになっている。また、四例では、質地が村内にある鹿渡社の宮免田地とされているようである。

以上のことから、福俵村においては(一) 天明期頃においては、村の土地を他村の者に質入れすることは禁じられ

表 1 福徳村における村民の村からの借金一覧

借 用 年 月 日	借 用 金 額	年 季	金子有給の親類の文言	借 用 相 手	備 考 (史料番号等)
寛保 2 (1742)年12月15日	2両 2分	3年	有	御宮免御支配人名主十郎兵衛、組頭衆中	B206-96
延享 3 (1746). 12. 25	10	"	無	鹿渡宮免分御附名主重郎兵衛	B206-50
寛延 2 (1749). 12. 23	2 2	"	有	割元重郎兵衛、組頭衆中	A4-27
"	"	1	"	"	B206-47
"	"	1	"	"	" -55
"	"	3	"	"	" -82
"	"	3	"	鹿渡宮免分重郎兵衛	" -15
宝暦 2 (1752). 12. 21	5	"	"	名主重郎兵衛	" -84 明和元 (1764) 年 閏12月に1両2分を追加借用
"	"	5	"	"	B175明和元年閏2月に1両2分を追加借
" 9 (1759). 12. 26	5 2	1	"	"	"
" 10(1760). 12. 28	3	3	"	十郎兵衛	B206-81
安永 7 (1778). 12.	12	"	無	宮免御支配五郎左衛門、組頭豊七	" -28
天明 7 (1787). 12.	2 2	"	"	割元重郎兵衛、与頭衆中	" -94
享和元(1801). 4.	2 1 2朱	"	有	御村方分当役(名主)浅右衛門	" -61
"	16 3	"	"	名主治右衛門、組頭衆中	" -100
文化 7 (1810). 12.	18	"	"	年番名主員右衛門、組頭衆中	" -90
文久元(1861). 12.	1	"	"	村方御役所	A2-30
"	1 2 永64文	"	"	"	B206-89

備考欄の史料番号は房総史料調査会作成の目録におけるものである。

ていたこと、(二)それを実効あるものとするため、村が質地を取って村民に金を貸していたこと、(三)しかし、実際には、既に天明期において、質地、質流れ地などの形で他村の者の手に渡る土地が増大していたこと、がわかる。

第三節 箕輪村の場合

本節では、武蔵国大里郡箕輪村の事例をとりあげたい。箕輪村は、はじめ箕輪みずら甲山村かまやまと称し、元禄年間に箕輪村と甲山村に分村した。享保一三(一七二八)年以降常陸下妻藩領で、村高四八四石余であった。

同村では、寛延二(一七四九)年に、組頭を含めた「百姓共」が名主弥惣右衛門を訴えた村方騒動が起こったが、その訴状のなかに次の一条がある。

史料13⁽⁶⁾

一 田畑質入致候節、百姓方らへ老反歩らニ付金老両分ら式両迄ニ流地ニ取置候田地、甲山村江質ニ入候ニ者、老反歩ニ付六両ら七両迄ニ質ニ入、拙者共直質ニ為致事成不申故、百姓困窮ニ罷成候。向後拙者共方ニ而も甲山村坏へ直質地致候節、名主組頭中無相違致加判呉候様奉願上候。尤唯今迄茂名主斗七八町も甲山村江越石ニ相渡候。此役銭不分明ニ御座候。向後者此役銭村方請取候而出銭之足合ニ仕度奉存候。

この箇条から、次の諸点を読み取れる。(一)一般の百姓が名主に田畑を質入れする際の値段は、一反につき一両一分から二両であるが、名主はそれを甲山村(多分同村の名主根岸家であろう)へ一反につき六両から七両で質入れしている。(二)一般の百姓は他村へ直接田畑を質入れすることができずに困窮しているので、今後は一般百姓が土地を直接他村の者に質入れしようとする際、村役人が相違なく加判してほしい。(三)今まで名主が七、八町も村の土地を甲山村へ越石に渡しており、この越石分にかかる役銭の勘定が不分明である。今後は、この役銭を村方が受け

取って出銭の足しにしたい。

この点については、寛延元年一二月に、弥惣右衛門が根岸喜太夫に田二反九畝二四歩を質入れした際の値段は七兩二分であり、⁽⁴⁶⁾一反につき六〜七兩という百姓側の主張は誇張を含んでいる可能性があるが、(一)これ以降、根岸家文書中に、箕輪村の一般百姓から根岸家宛の質地証文がみられること、(二)宝暦四(一七五四)年八月に、弥惣右衛門が名主を退役し、根岸家が箕輪村の兼帯名主になっていること⁽⁴⁷⁾から百姓側の要求は通ったものと思われる。

以上のことから、次のように言えるであろう。箕輪村では、一般百姓が所持地を他村の者に質入れすることができなかった(これが、村法として定められていたのか、名主が質地証文への加印を拒否するために実際上できなかったのかは不明である)が、このことは、名主が独占的に村民の土地を質に取り、それを他村の者により高値で質入れして、その差額を儲ける結果となっていた。しかし、寛延二年の村方騒動で名主が敗北し、以後は一般百姓が直接他村の者に土地を質入れすることができるようになった。

第四節 他の村々の場合

本節では、さらに他の村々の場合について検討したい。まず、史料を掲げよう。

史料⁽⁴⁸⁾ 14

(冊・表紙)

文政八乙酉年

田地定書蓮印帳

正月十七日

名主

吉弥

農民的土地所持と村落共同体(渡邊)

定

一 田畑林草野他村江一切売出申間敷候。村ニ而売買可申候。若村ニ而買入無之歟又者無拋訳ニ而他村江売度節名主元江申出村中相談ヲ証文認受人相立裏印致可申候。若勝手次第第三売払又者受人ニ為頼内証文ニ而売候而茂高廻し申間敷候。依之此度取究候ニ付若勝手次第ノ取斗致候人々時之役人急度吟味可申候。右定之通村中承知仕依之連印仕候。然上者心得違無之様ニ可仕候。仍而如件。

文政八乙酉年正月七日

市右衛門④

(以下百姓9名、年寄2名、

名主1名連印略)

史料15⁴⁹

一札之事

一 当村方之儀近年猥他所江地面多分無際限讓渡申候。一体不宜義ニ候。村内之者作り地所ニ差支貧窮者必定ニ候。然ル処、今般村役人者勿論其外一同立会相談之上、以来者決而猥ニ他所江地面出シ不申候様取極仕候。尤質地流地分歟、其外無拋訳柄ニ御座候而相讓不申候而者不能成儀ニ候ハ、此段早々申出、一同評義之上御取計可被下候。其外猥ニ相讓申間敷候。依之五人組連印取極メ儀定一札差出申候処仍如件。

天保十一年二月

五人組頭

市郎左衛門④

同

当村

名主 衆中
年寄

喜之助[㊦]
同
利右衛門[㊦]
同
勝之助[㊦]

史料16⁵⁰⁾

一 不如意ニ而田畑ヲ質流シニ致シ御未進銀ヲ相立候節者随分村方ニ相對致シ万一他村へ売申工面ニ相成候ハ、村役人江断ヲ立其上相對可申事

史料17⁵¹⁾

一 前ニ申農家ノ潰レニ及ブハ家屋敷ヲ失フヨリシテ終ニ家名モ絶果候事ナレバ、村中大小ト無ク一統堅ク議定イ
タシ、譬如何様ナル儀ニテモ家屋敷ヲ質入イタシ金銀借用ハ成ラヌ事ニ取極、若御上納辻村方諸役錢者勿論其外
ニテモ無扱子細等ニテ金銀入用出来候節、田畑等所持之者ハ無余儀事故組合親類相談之上村役人方へ申出候ハ、
長百姓立会篤ト始末相糺実以調金無之候テハ難成筋ニ候ハ、村方ニテ相当之代金ヲ以家ニテモ屋敷ニテモ質地
ニ引取、右揚金ノ儀者元代金拾両ニ付金壹分宛ト相定、年々村方へ為差出元金出来之節ハ、何ケ年相過候共返シ
可遣取極ニイタシ候ハ、聊之揚金故自分所持モ同様ニテ家屋敷ヲ失フト申事ハ永々有之間敷存候事

史料14は信濃国諏訪郡休戸村の文政八年一月の村中連印による村議定である。同村は高島藩領で、「天保郷帳」では村高三三石七斗三升一合であった。史料14では、村の田畑、林、草野は村の中で売買すべきであり、他村の者へ一

切売ってはならない、もし村内に買手がいないか、またはやむを得ない理由で他村の者へ売りたい時には、名主に申し出て、村中相談の上で証文を作成する、もし勝手に、または内々に他村へ売った場合には高廻し(82)しない、ということが定められている。

史料15は、武蔵国荏原郡太子堂村の天保一二年二月の村議定である。同村は村高三八石余、化政期以降、幕領、彦根藩領、八王子千人同心頭志村民氏知行の三給人会であった。史料15の趣旨は次のようなことであろう。太子堂村では、近年他村への土地譲渡（実際は売却であろう）が多くなっているが、村内の者が耕作する土地に差支え貧窮化するので、宜しくない。そこで今般村役人はじめ村民一同相談の上、以来決してみだりに土地を他村の者の手に渡さないことを取り決めた。もっとも、質流れ地か、その他やむを得ない理由で譲渡しなければならない場合には、一同評議の上で村役人が取り計らう。

史料16は、山城国相楽郡河原村(かわむら)の天明元年一二月の村議定のうちの一条である。同村は禁裏御料で、村高は「元禄郷帳」で五六二石余であった。この村議定は、「村中評定之上」これを書くときされており、惣百姓の連印によって定められているが、引用した箇条では、田畑を質流しにして未進銀を上納するような時は村内の者を相手にすべきであり、万一他村のものに田畑を売るような場合には、村役人に断った上で他村の者と交渉すべきである、とされている。史料17は、下総国埴生郡飯岡村(いのか)の嘉永五年一月の村議定のうちの一条である。飯岡村は、当時田安家領で、村高は「天保郷帳」で二四七石余であった。史料17の要旨は次のとおりである。農家の断絶は、まず家屋敷を失うことから始まる。そこで、村中大小の百姓一統が堅く議定して、いかなることがあっても家屋敷を質入れしなないことを取り決めた。もし、年貢諸役、村役その他やむを得ない理由で金銀が必要な時には、五人組や親類と相談の上、村役人へ申し出れば、長百姓が立ち会って事情を糺した上で、村方が家屋敷を質に取って金を貸す。利率は年二・五%と低利に

定め、質入れから何年たとうと元金ができた時点で家屋敷を返す。このようにすれば、村民が家屋敷を失うことはないであろう。

以上四か村の事例に共通しているのは、惣百姓が議定を結んで、村の土地が他村の者の手に渡るのを防ごうとしていることであろう。細かくみれば、(一) 対象とする土地が屋敷地か田畑か、また林、草野を含むかどうか、(二) 他村の者への売却のみを禁じているか、自村の者への質入れも禁じているか、(三) 譲渡、売却、流地を禁じて質入れは認めているか、質入れも禁じているか、などの差異はあるが、いずれも村が、個々の村民の自由な土地の処分を禁止し、村議定で定められた規制の範囲内で行うべきことを定めている点では、共通の性格を有しているといえよう。

おわりに

ここで、本稿で検討してきた内容をまとめると次のとおりである。

第一に、近世村落においては、村の土地は村民が所持すべきである、とする考え方が強く存在していたということである。このことは、荒廢農村の復興にあたって越石の処理が重要な課題として認識されたことや、他村の者への土地の質入れ、売買などが村法で禁じられていたことから明らかである。

そして、このような考え方が生まれる理由としては、(一) 越石の増加は村民の耕地、屋敷地の減少を意味し、それは個々の村民の没落、潰れ、ひいては村落共同体全体の解体につながることを、(二) 入作百姓には共同体規制が十分に及ばないため、年貢諸役の徴収に支障を来すこと、の二点があげられる。

第二に、村の土地を村民が所持するというあるべき姿を実現するための方向性としては、(一) 越石田地を譲戻し、

(一) 村の土地をこれ以上他村に流出させない、という二側面がある。その具体的な手段として、(一)については、①他村に対して越石田地の請戻し訴訟を行う、②村民が越石田地請戻しを行う際に村が資金を融通する、などのことがある。そして、他村への越石田地請戻し訴訟の場合には、村が訴訟の主体となり、村の金を用いて、元の所有者に関係なく請戻しをはかっている点が特徴的である。また、(二)についての具体的手段としては、①村議定によって村民が村の土地を他村へ質入れ、売却、譲渡などすることを禁じ、②金が必要な村民には、村が村民の所持地を質に取って金を貸す、などのことがある。

そして、これら全体に共通しているのは、村が村内の土地問題を個々の村民任せにせず、さまざまな形で関与することによって、村の土地は村民が所持するというあるべき姿を実現しようとしていることである。

第三に、以上みてきたような在り方は、惣百姓、とりわけ小前百姓の所持地確保、回復要求に合致しているということである。このことは、土地問題に関する村議定がいずれも惣百姓の合意のうえで取り決められていること、なかでも南生実村の場合には小前百姓の意向が強く反映しているとみられること、などからいえるであろう。しかしながら、他方で箕輪村の例のように、名主が自己の利益のために、村民に土地の他村への質入れを禁じる場合もみられる。第四に、村の土地を村外に流出させないという村側の姿勢はどこまで貫徹したのか、という問題がある。これについては、福俵村で現実には村外への土地流出が進み、また上神谷豊田村で帳簿上の名義変更はないにせよ実質的には質流れが認められており、さらに休戸村などの村議定では、他村への土地移動を禁じつつもやむを得ない場合には村中相談のうえで取り計らうとされて、他村への土地流出の可能性を残していることなどからわかるように、実際には村外への土地の流出を完全に防ぐことは困難であったと思われる。また、仮に村外への土地流出が防げたとしても、それが南生実村や箕輪村でみられたように一部上層農民の利益のみを結果し、小前百姓にはかえって苦痛となり、村

方騒動を引き起こす場合もあった。

以上みてきたように、一八世紀半ば以降の農村においては、村々の間で出入作関係が広範に展開していくという趨勢と、個別百姓経営の維持と村落共同体の存続のためにそれを阻止しようとする村側の動きとが交錯していたといえよう。

最後に、残された課題について二点あげておきたい。

第一は、中世や近代との関連である。この点については既に福田アジオ氏が、貞和二（一三四六）年の近江菅浦の惣掟が菅浦外への田畑の売買を禁止していること、また明治期、とりわけ中期以降の村規約の中に「ムラの領域内の田畑はムラの成員が所有し、耕作すべきことを規定」したものが多くみられることを指摘されているが、⁽⁵³⁾この問題は、今後中世から近代にいたる村の性格を総合的に考えていく中で、より深く追及される必要があるう。

第二に、近世の村議定の中には、他村の土地を質に取ったり、譲り受けたりすることを禁じる規定がみられることである。次にその一例として、天明七年八月の河内国丹南郡北野田村の式目帳の一条を掲げる。

史料18⁽⁵⁴⁾

一 他村之田畑新規ニ譲り請申間鋪事

但し、質物ニ取置、無抛流込所持ニ相成候義も有之候ニ付、已来質物ニ取組仕間敷事

こうした規定の意味するところと本稿で扱ってきた事例との関連についても今後検討していきたい。

〔注〕

- (1) 岩本由輝「共同体」(『歴史学研究』五六一、一九八六年)、貝塚和実「秩父山地における幕府の山林支配と生業」(徳川林政史研究所「研究紀要」二三、一九八九年)など。
- (2) 拙稿「近世村落共同体に関する一考察」(『歴史評論』四五二、一九八七年)、同「天明三年浅間山大噴火による被災村落の復興過程」(『信濃』三九一、一九八七年)、同「信州諏訪郡諸村における村借について」(『信濃』四〇一、一九八八年)、同「入会地分割と村落共同体」(『人民の歴史学』九八、一九八八年)。
- (3) 丹羽邦男「土地問題の起源」(平凡社、一九八九年)においても同様の主張がなされている。本稿の以下の行論も、同書の主張と重なる部分が多い。
- (4) 『千葉市史 史料編3』(一九八〇年、以下『市史3』と略称)一三〇(収録史料の整理番号)。以下、『千葉市史 史料編』からの史料引用はすべて整理番号で示す。また、以下の記述は同書に負うところが大きい。なお、史料1、2については、須田茂「幕藩制社会解体期の研究」(国書刊行会、一九八五年)九九ページ以下で取り上げられている。
- (5) 『市史3』一三二。『市史3』には全文が掲げられている。
- (6) 「米式斗徳」の意味は不明である。
- (7) 「蔵前」へ引取るとは、村方へ引取るという意味であるう。
- (8) 『市史3』一三二。なお、文化一三年二月は史料1と史料2が作られた時期の中間にあたり、史料2で明文化された内容が先取りされているといえる。
- (9) 『市史3』一三三。
- (10) 天保二年二月「永代取極村法儀定書之事」、穴倉輝吉氏所蔵。なお、同氏所蔵文書の目録は『市史3』四二〇ページ以下に掲載されている。
- (11) 天保四年二月「永代取極村法儀定書之事」、穴倉輝吉氏所蔵。
- (12) 金銀会所については不明であるが、南生実村または周辺村に設けられた貧農救済のための金融機関であろうか。
- (13) 『市史3』一四五。
- (14) 『市史3』一四六。
- (15) 『市史3』一四七。
- (16) 『市史3』一四八、一四九。
- (17) 篠崎弥兵衛分田地の具体的内容は不明である。篠崎弥兵衛の抛出金三〇〇両で購入した田地のうち、篠崎家に徳米二〇俵を差し出すべき田地のことであろうか。
- (18) 『市史3』一五〇、および嘉永六年五月「御用日記留」、慶應義塾大学古文書室所蔵。

- (19) 『千葉市史 史料編4』(一九八三年、以下『市史4』と略称)九。本章の記述は同書、とりわけ渡辺孝雄氏の解説「千葉市域における生実藩領村々の動向」に負うところが大きい。
- (20) 『市史4』七。
- (21) 『市史4』八。同書には全文が収録されている。
- (22) 大金沢村は、小金沢村、中西村、茂呂村、落井村、富岡村とともに椎名上郷という地域的まとまりを形成していた。
- (23) 下郷とは椎名下郷のことで、谷津村、駒崎村、刈田子村の三か村を含む地域的まとまりを意味している。
- (24) 『市史4』一一。
- (25) 『市史4』一二。
- (26) 文政一一年二月「御用留 十番」、森田毅氏所蔵。同氏所蔵文書の目録は、『市史4』二二五ページ以下に掲載されている。
- (27) 渡辺孝雄「千葉市域における生実藩領村々の動向」(前掲)。
- (28) 『市史4』一七三。
- (29) 『市史4』一〇。
- (30) 『市史4』一二。
- (31) 『市史4』一三。
- (32) 『市史4』一一。

- (33) 『市史4』九六。
- (34) 嘉永二年正月「御用留 老番」、森田毅氏所蔵。
- (35) 『市史4』九七。
- (36) 史料6によれば、文政年間以前から請戻しの掛け合いがあったことがわかる。
- (37) 嘉永七年九月「押沼村より質流地受戻し掛合一件につき済口証文控」、および年欠「口上書を以奉内願候」、いずれも森田毅氏所蔵。なお、同史料は『市史4』の目録では嘉永二年かと年代推定されているが、嘉永七年のものである。
- (38) 『市史4』一三七八2√。
- (39) 小谷家文書三二一S一三四〇八。小谷家文書は現在国文学研究資料館史料館に所蔵されており、『史料館所蔵史料目録』第三六集(一九八二年)として目録が刊行されている。本稿では小谷家文書を用いる場合には、すべて同目録所載の史料整理番号によって典拠を示す。
- (40) 小谷家文書三二一S一三四〇九によれば、畑地とは畑一般ではなく、新開畑のことを指すようである。
- (41) 越年貢とは、豊田村の百姓Aが他村の百姓Bに土地を質入れして流地になった場合、その土地にかかる年貢をBが直接豊田村の村役人に納めるのではなく、BはAに納め、Aから豊田村村役人に納めることをいうのであろう。
- (42) 三二一S一二六七二、三四〇九、三四一〇。

- (43) 天明二年二月「乍恐書付を以奉願上候」、千葉県東金市福俵区所蔵。福俵区有文書については房総史料調査会による整理、目録作成(未刊行)がなされており、本節の記述は同調査会の調査成果に負うところが大きい。なお史料は「東金市史 史料編二」(一九七八年)の六四二ページ以下に収録されているが、同書では書き下し文になっているため、本稿での引用は原史料に拠った。
- (44) 「質地ニ売渡」という表現であるが、他の史料では「質地等ニ差出」(天明三年「乍恐口上書を以返答奉申上候」、福俵区所蔵)、「田地讓渡」(天明三年九月「上総国山辺郡福俵村出入御裁許御請書写」、同前)などと表現されており、質入れ、売却、讓渡のいずれも禁止されていたと思われる。
- (45) 根岸家文書二〇九八、埼玉県立文書館に寄託。同文書の目録は、「武蔵国大里郡甲山村根岸家文書目録」(埼玉県立図書館、一九六七年)として刊行されており、本稿で同文書を用いる場合には、同目録所載の史料番号で示す。
- (46) 根岸家文書二二四六。
- (付記) 本稿の作成に当たっては、千葉市史編さん室の今井公子氏と房総史料調査会の皆様は大変お世話になりました。記してお礼申し上げます。
- (47) 根岸家文書二九一三。
- (48) 文政八年正月「田地定書蓮印帳」、長野県諏訪郡富士見町休戸区所蔵。なお、同史料の所在については富善一敏氏よりご教示を得た。記して謝意を表したい。
- (49) 森安彦「幕藩制国家の基礎構造」(吉川弘文館、一九八一年)五四四ページ。
- (50) 前田正治「日本近世村法の研究」(有斐閣、一九五〇年)附録村法集三一四ページ以下。
- (51) 「成田市史近世編史料集四下 村政Ⅱ」(一九七七年)四一七ページ以下。なお、同史料は須田茂前掲書に取り上げられている。
- (52) 高廻しとは、村役人が帳簿上の記載を変更することにより、村において土地の移動が公認されることをいう。
- (53) 福田アジオ「日本村落の民俗的構造」(弘文堂、一九八二年)五一ページ以下。ただし、福田氏は、近世においては「土地の売買について村なりムラで制限を加えることはなされなかった。」とされているが、これが誤りであることは本稿でみてきたところから明らかである。
- (54) 「堺市史 続編第四巻」(一九七三年)八四ページ以下。

